

# ラオス投資ガイドブック

## 2022

(2022年2月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビエンチャン事務所

ビジネス展開支援課

#### 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ） ビエンチャン事務所が、現地法律事務 Deloitte (Lao) Sole Company Limited.および One Asia Lao Sole Co.,Ltd.と共同で作成し、2022年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正および運用の変更などによって、内容が変更される場合がある。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものだが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではない。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではない。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび One Asia Lao Sole Co.,Ltd.および Deloitte (Lao) Sole Company Limited.は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負わない。これは、たとえジェトロおよび One Asia Lao Sole Co.,Ltd.および Deloitte (Lao) Sole Company Limited.がかかる損害の可能性を知らされていても同様とする。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ビエンチャン事務所

E-mail：LVI@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

## 目次

第1章	官民連携プロジェクト（PPP）に関する政府令の施行について	1
第2章	国営企業のガバナンスについて	6
第3章	ラオス投資奨励法の明確化について	8
第4章	貴金属輸出入業に関する合意	12
第5章	土地登記書および土地権原書の書式について	14
第6章	リース業法令の改正について	16
第7章	信用保証会社について	20
第8章	Eコマース事業	22
第9章	外国人出入国管理に関する罰則規定について	24
第10章	外国人労働者入国について	27
第11章	付加価値税（VALUED ADDED TAX）の概要	29
第12章	経済特区（SEZ）におけるVAT	32
第13章	所得税法（所得税法の導入に関するガイダンス）	35
第14章	法人所得税（CIT）	38
第15章	マイクロ企業の所得税	42
第16章	居住者に対する個人所得税	45
第17章	非居住者に適用される個人所得税	51
第18章	源泉税	53
第19章	概要－ラオスの会計フレームワーク	57
第20章	詳細ガイダンス－会計基準の移行	59
APPENDIX	概要－ラオス税法改正	65

## 第1章 官民連携プロジェクト（PPP）に関する政府令の施行について

### 1. 背景

ラオスにおける官民連携プロジェクト（Public Private Partnership、以下、「PPP 事業」）は、多様なリスクが伴うにもかかわらず、法制度が未整備な状態で実施されており、民間事業者が政府や各省庁と直接交渉し、個別の契約を締結するような流れとなっている。その事業分野としては主に、水力発電、国道開発整備、空港開発整備等があげられるが、投資の形態としては、外国企業が政府と合弁会社をラオス現地に設立し、政府から土地使用権や事業運営権等の権利を取得して実施する形態が主流となっている。

2021年12月3日に開通したビエンチャン—昆明(中国)間のラオス初となる高速鉄道は、中国企業とラオス国鉄国営企業（Lao National Railway State Enterprise）による50年間のコンセッション事業であり、BOT（Build Operate Transfer）方式によるインフラプロジェクトとなっている。

また、医療分野においては、「早期診断・治療による疾病予防」という国が掲げる目標を達成するために、国営の製薬会社と民間企業との連携が重要であるとしている一方で、保健省副大臣は、医療保健分野における、PPP事業の法的な枠組みや立て付けが明確でないため、PPP事業の推進のための法整備の拡充が必要だと述べている<sup>1</sup>。

以上のように、新聞や経済ニュースなどのラオスのメディアでは、PPPという言葉を目にしたたり、聞いたりすることが多くなっており、ラオス政府は、ラオス国内の資金のみでの対応が難しい分野やラオス国内の高度な人材が乏しい分野において、積極的に（外国企業を含む）民間企業との連携を推進することを推奨していると理解している。

### 2. PPPに関する法令

2015年頃から検討が始まったPPPに関する法令だが、2021年1月13日付で「政府と民間の合弁投資に関する政府令（以下、「政府令」）」として官報に掲載され、その15日後に施行されている。

同政府令は、全体で75条から構成されており、PPP事業の定義、政府の方針およびPPP事業の承認プロセス、PPP事業方式、入札手続き、PPP契約の内容や締結手続き等に関する規定も盛り込まれている。同政府令の内容をふまえると、いかなる分野も統一ルールの下、プロジェクトを行えることになる。

---

<sup>1</sup> 2021年1月15日付 Vientiane Times

その他、ラオスにおける PPP に関する法令としては、2017 年 4 月に施行した改正投資奨励法があります。同法では、PPP 事業を投資の一形態として定め、そして、PPP をコンセッション事業の分野の一つとしても位置づけている（2019 年 1 月 10 日付ネガティブ事業およびコンセッション事業リストの承認に関する首相令（No03））がある。

### 3. PPP の定義

政府令第 2 条によれば、PPP 事業とは、「一定の期間において、PPP 契約のもと実施される政府と民間の連携事業、または、民間が政府のプロジェクト<sup>2</sup>に全投資する事業(民間による直接投資<sup>3</sup>)と定義されている。例えば、新規建設プロジェクト、インフラ整備、公共サービス関連事業、その他、観光、農業、エネルギー、鉱山等の開発事業」とあり、ラオス政府の PPP 事業における具体的な重点分野や産業が明らかになったといえる。

### 4. PPP 事業に関する政府の方針

政府は、多方面において、連携する国内外の民間企業を積極的に支援する方針としており、恩典付与の可能性について言及している。例えば、関税、税金、労働力、土地使用権、資金調達等についても、特別な優遇措置を講じる可能性があるとして規定している（第 4 条）。

### 5. PPP の準備、検討および入札

対象事業は、政府提案型（Solicited Proposal）と発案型（Unsolicited Proposal）に分類されている。前者は、国家社会経済開発計画に則り、省庁等の政府機関の戦略に基づいて提案されている。後者は、国家開発計画に含まれていない、先端技術の導入などのような新規プロジェクトを民間セクター又は政府機関が提案する場合を指す（第 22 条）。

各事業の提案書の提出から入札までの流れは以下のとおりである。

---

<sup>2</sup> 自然資源、政府の資産および利権を使用した既存のインフラ開発や公共サービスの提供または新規開発プロジェクト（Green field 投資）

<sup>3</sup> 政府の開発プロジェクトにおいて、民間セクターが投資の全責任を持つかたちで参入し、政府から支援を受ける投資形態。案件ごとに、関連する法令に従い、政府または国民議会の承認または県議会の合意のもと、プロジェクトの経済・技術的実施可能性評価調査結果に基づいて実施される。

< 政府提案型（第 24 条、27 条） >

手続き	責任者
政府提案書（作成・提出）	実施政府機関
政府提案書の検討（20 日以内）	官民連携推進委員会（計画投資省）
フィージビリティスタディ（FS）および環境影響評価報告書の作成・提出	実施政府機関
FS および環境影響評価報告書の検討（90 日以内）および承認	官民連携推進委員会（計画投資省） （案件によっては、国民議会等の承認が必要）
FS および環境影響評価報告書の修正（60 日以内）	実施政府機関または民間セクター
入札要項等の書類準備（上記 FS 等承認後 3 日以内）	実施政府機関および官民連携推進委員会（計画投資省）
入札管理委員会の選定	財務局、実施政府機関、技術面のシニアアドバイザー、官民連携推進委員会（計画投資省）から構成

< 発案型（第 25 条、27 条） >

手続き	責任者
発案書、FS および環境影響評価報告書の作成・提出	民間セクターまたは政府機関
発案書、初期 FS および環境影響評価報告書の検討（45 日以内）	ワンストップサービス室（計画投資省）
官民連携推進委員会による審査および承認	官民連携推進委員会（計画投資省）
政府による承認（5 日以内）	政府
MOU の締結および詳細な FS および環境影響評価の作成	民間セクター
詳細な FS および環境影響評価報告書の検討（90 日以内）および承認	官民連携推進委員会（計画投資省） （案件によっては、国民議会等の承認が必要）
詳細な FS および環境影響評価報告書の修正（60 日以内）	民間セクター
入札要項等の書類準備（上記 FS 等承認後 3 日以内）	実施政府機関および官民連携推進委員会（計画投資省）
入札管理委員会の選定	財務局、実施政府機関、技術面のシニアアドバイザー、官民連携推進委員会（計画投資省）から構成

## 6. PPP 事業の承認機関について

政府令第 28 条によると、案件別による監督・承認機関が定められている。下記に記載されている案件は、その一例となっており、これら以外の案件については、既存の法令等に鑑みて、最終的な監督・承認機関が決定されるが、承認に関する一定の基準を示したことは評価できると考える。

### ① 国会の承認が必要な案件

- 事業規模が 3 億米ドルを超える案件
- 政府の出資額が 200 億 LAK（以下、キープ）（約 200 万米ドル）以上
- 原子力発電所の建設案件
- 国の保護林および保全林に影響する案件
- 自然環境に大きな影響を与える案件（自然の水循環経路への影響、500 家族以上の住民移転、1 万 ha 以上の土地コンセッション事業など）
- 特別な措置が必要な案件

### ② 県レベルの国民議会の決議が必要な案件

- 政府の出資額が 200 億キープ未満の案件
- 100ha 以下の荒廃林地に影響する案件
- 1 事業につき 30～200ha の不毛林地に影響する案件
- 150ha 以下の荒廃林地を最大 30 年間、リースまたはコンセッションする案件
- 自然環境に影響する案件

### ③ 政府が承認する案件

- 政府が出資しない案件
- 国の保護林および保全林に影響しない案件
- 自然環境に大きな影響を与えない案件および 500 家族未満の住民移転など
- 事業規模が 3 億米ドルを超えない案件

## 7. PPP 契約書とその内容

計画投資省は、実施政府機関と協力して、プロジェクトの開発者として選定された民間セクターと PPP 契約書の内容について協議することになっている。入札における落札後、30 日以内に契約書を完成させる必要がある(第 37 条)。

ワンストップサービス室は PPP 契約書草案とプロジェクトの詳細を民間連携推進委員会へ提案する。草案を修正する必要がある場合は、計画投資省は、同委員会が規定する期間内で、実施政府機関および民間セクターと協議して、草案を修正する。

また、PPP 契約の基本的な記載事項は次のとおりと定められている(第 36 条)。なお、PPP 法およびその他ラオスの法令に違反しない限り、必要な条件を追加で規定することが可能である。

- (1) プロジェクトの範囲および業務内容
- (2) 契約当事者と事業主体者の責任
- (3) 各当事者のプロジェクトのリスクに対する責任
- (4) 民間セクターの関税および税金の納税義務
- (5) 政府への直接利益と間接利益
- (6) 土地使用、プロジェクト実施地へのアクセスおよび便宜について
- (7) 建設期間、事業・取引開始日および維持管理期間
- (8) 技術、品質、安全面に関する実務規定
- (9) 経理、会計、独立監査、表明保証、契約解除規定、および契約不履行の場合の罰則規定
- (10) 単価の再検討、修正
- (11) プロジェクトに問題が起こった時の政府および民間の立入検査権限
- (12) 契約書の再検討、修正および変更
- (13) 技術面を含めたプロジェクトの範囲および業務内容の条件変更
- (14) プロジェクト追跡調査および報告
- (15) 予備費に関する計画
- (16) 紛争解決
- (17) 契約期間
- (18) 準拠法および強制執行
- (19) プロジェクト管理体制

## 8. PPP 契約締結のプロセス

契約締結までの手順は、以下のとおりとなっている（第 38 条）。

- (1) 県・ビエンチャン都の計画投資局は、政府および地方自治体から契約締結の許可を取得する。
- (2) ワンストップサービス室は、政府および地方自治体から契約締結の許可を取得後 5 日以内に、書面にて実施政府機関と民間セクターに対して通知を出す。
- (3) 民間セクターは通知を受け取った後、15 日以内にワンストップサービス室へ PPP 会社<sup>4</sup>設立の許可申請を行う。

---

<sup>4</sup> PPP 事業を実施するためにラオスの法令に則って入札により選定された法人または法人グループにより設立された会社

- (4) 政府の代表である県・ビエンチャン都の計画投資局と PPP 会社の代表である民間セクターは、契約締結が許可された後、30 日以内に PPP 契約の署名式を行う必要がある。

## 第2章 国営企業のガバナンスについて

### 1. 背景

ラオス国内には 100 社以上の国営企業が存在していると言われていたが、経営不振に陥っている国営企業の株式を民間企業に売却したり、民間に払い下げる動きが出ている。会社法では、国営企業に関する詳細は定められておらず、ガバナンスに関する規定については、明確に定められていない。2020 年 9 月 28 日付で発行された「国営企業の取締役会に関するガイドライン (No.2526) (以下、「ガイドライン」)」は、過去に発行された国営会社の株主や取締役の選任に関する規則をさらに詳細に規定したものとなっている。ラオスにおける官民連携型のプロジェクト (詳細は第 1 章を参照ください) 事例が増えてきており、それらを確実に実行するためには、国営企業ガバナンスの構築が重要となる。

### 2. 国営企業の定義

本ガイドライン第 3 条によれば、国営企業とは「政府が設立した事業体、または全会一致の合意によりほかの企業から国に事業体を移行、またはほかの企業の株式を購入したことにより、政府が 50 %を超える株式を保有する事業体」と定義されている。

### 3. 取締役会について

政府が 100%の株式を保有する国営企業 (以下、「100%国営企業」) においては、取締役会が、事業上の意思決定機関となっている。取締役会は、基本的には、議長、副議長、取締役会監督委員会の 5 人以上のメンバーで構成されている。メンバー総数の少なくとも 10%は、女性が含まれる必要がある (第 2 条)。

なお、任期は 3 年間で、再任 (1 期間) も可能となっているが、100%国営企業の場合は、財務省による決定、民間との合弁の場合は、株主総会による内部手続きを経た上で、再任される必要がある (第 20 条)。

- (1) 議長・副議長 (第 4 条 2 項、3 項)

---

<sup>5</sup> 商工業省企業登録管理局からは、持ち株比率を小数点以下の端数が含まれる数字に分割することは、混乱を生じさせるため、ここでは「50%を超える」=「51%以上」と解釈するとのコメントを得ている。

議長は、財務大臣より選出・任命される。副議長については、100%国営企業の場合は、財務大臣より選出・任命され、民間企業が出資している国営企業の場合（以下、「官民合弁」）は、政府関連機関および株主の全会一致により、民間より選出される。

#### (2) マネージング・ダイレクター（以下、「MD」）について（第4条4項）

100%国営企業の場合、取締役会より選任される。場合によっては、財務大臣の任命により、副議長または取締役会監督委員長が兼任することも可能である。官民合弁（政府が50%以上の出資）の場合は、財務大臣が、候補者の中からMDを選出し、株主総会によって正式に任命する。

なお、政府が保有する株式が50%未満の官民合弁会社の場合は、民間より候補者を選出し、株主の全会一致により決定される。

### 4. 取締役会の開催について

取締役会の開催回数については、定款で定めることが可能となっている。通常、国営企業の場合、取締役会普通決議は、年に少なくとも2回開催されなければならない（第11条）。

また、定足数は、取締役の過半数以上と規定されている。議決要件は、議決に参加できる取締役の半数以上の賛成が必要となっている（第11条）。また、取締役会は、書面で作成された取締役会決議書の作成、保管する義務があり（第11条）、こちらはラオス会社法と同様の規定となっている。

### 5. 株主総会について

官民合弁（政府が51%以上、100%未満の出資）の場合は、株主総会が、業務上の意思決定機関となり、開催回数については、定款に定める必要があるが、少なくとも、年に1回以上開催する必要がある（第4条1項）。

普通決議要件は、株主総会に出席した株主の3分の2以上の賛成、かつ、賛成した株主が総株式数の80%以上を保有する必要がある（第26条）、株式会社などの特別決議要件と同じ要件となっている。

会社法第199条では、国営企業は、取締役会の議長が、政府の公務員である必要があり、会社に常駐する必要があることが規定されている。しかしながら、ガイドラインにおいては、日々の業務を実施する取締役監督委員会を設置し、実務上は、MDがその役割を担うことになる（第4条6項）。

## 第3章 ラオス投資奨励法の明確化について

### 1. 背景

現行の投資奨励法は、2017年4月に改正されている（詳細は[ラオス投資ガイドブック 2017-ジエトロ](#)を参照のこと）。その中で、投資が優遇される分野および地域に関して、それぞれ第9条および第10条に規定されている。また、対象分野と地域へ投資する企業に対する法人税の免税措置および政府の土地リース料または土地コンセッション料の免税措置については、第11条および第15条に規定されている。

しかしながら、投資奨励法第9条に記載の「投資が優遇される九つの分野」については、「ハイテク」、「クリーン農業」、「環境にやさしい」、「近代化」などといった具体性に欠ける表現が多く、どのような業種が該当するのか、不明な状態であった。さらに、投資奨励法第10条に記載の「投資が優遇される地域」については、「貧困地域」、「遠隔地域」、「利便性が低い」など、これらも曖昧な表現となっており、明確に地域を特定することができなかった。

今回、計画投資省から発行された「法人税、政府の土地リース料または土地コンセッション投資奨励優遇措置に関するガイドライン（No.0760/MPI）（以下、「ガイドライン」）」は、上記のとおり特定できなかった「投資が優遇される九つの分野」をラオス独自の産業分類コード（LSIC）<sup>6</sup>にあてはめて、リスト化することで、具体的な業種名が特定できるようになった。地域については、各県にあるすべての郡を地域1<sup>7</sup>と地域2<sup>8</sup>に分けて、リスト化することで、企業が投資する地域が、どのような優遇措置を受けることができるのか、把握することができるようになった。

また、投資奨励法には、投資奨励優遇を受けるための手続きに関する規定がなかったが、新たにガイドラインの中で具体的な手続き方法などが規定されている。

同ガイドラインは、官報掲載日（2021年5月28日）から、その15日後に施行されている。

---

<sup>6</sup> ラオスには、国際標準産業分類コード（ISIC）を基礎として、ラオスの産業構造に当てはめた、ラオス独自の産業分類コード（LSIC）が存在する。

<sup>7</sup> <地域 1> 貧困地域、遠隔地、投資に対する社会経済のインフラが整備されていない地域への投資。分野によっては、最大で15年間法人税及び政府の土地リース料が免税される（投資奨励法第11条および15条）。

<sup>8</sup> <地域 2> 社会経済インフラの整備がある程度進んでいる地域への投資。分野によっては、最大で7年間法人税が免除され、政府の土地リース料が最大8年間免除される（投資奨励法第11条および15条）。

## 2. 投資優遇を受けるための前提条件

投資奨励法および同ガイドラインによれば、投資優遇措置を受けることができる前提条件は、以下のとおりとなっている。なお、以下の前提条件に関しては、投資奨励法から変更はない。

- ①投資奨励法第 9 条およびガイドラインの別添リストに掲載されている分野に対して投資をする企業であること。
- ②12 億キープ（約 15 万米ドル）以上の投資総額、または ラオス人技術者を 30 人以上雇用すること、または、50 人以上のラオス人労働者と 1 年以上の雇用契約を結ぶこと。
- ③投資奨励法第 53 条および 54 条に従い、登録資本金の払込みをしていること。
- ④ラオスの法令に従って、事業を合法的に行い、関税、税金の納税およびその他の法的義務を果たしていること。
- ⑤ラオスの法令に従い環境に十分に配慮してビジネスを行っていること。

## 3. 投資奨励優遇分野

投資奨励法第 9 条で規定された投資が優遇される九つの分野別に、具体的な事業を LSIC にあてはめ、リスト化されており、対象業種が明確になっている。

	投資奨励法第 9 条に基づく奨励分野	事業数	LSIC <sup>9</sup>
1	高度先端技術、科学研究、研究・開発、テクノロジーの使用、環境に優しい天然資源エネルギーに関する事業	39	2431, 2432, 2610, 2620, 2631, 2640, 2660, 2670, 2710, 2720, 2731-33, 2740, 2750, 2811-16, 2819, 2821-26, 2910, 2920, 3091,
2	クリーンな農業、無農薬、品種生産、家畜改良、工芸作物栽培、森林開発、環境保護・生物多様性の保全、地方開発、貧困削減に資する事業	26	0111-14, 0116, 0121-23, 0126-30, 0141, 0142, 0144-46, 0149, 0322, 21009, 1080, 72102
3	環境に優しい農産物の加工、国の伝統・独自の加工品、手工芸品の生産	16	1021, 1031, 1041, 1051, 1062, 1072, 1311-13, 1391-93, 1411, 1430, 1629 2012
4	環境に優しく持続可能な自然、文化、歴史観光産業	2	55101
5	教育、スポーツ、人材開発(人的資源開発)、職業技術、職業訓練所、教材・スポーツ用品の生産	9	3220, 3230, 8510, 8521, 8522, 8530, 8541, 8542
6	高度な医療施設、医薬品・医療器具製造工場、伝統医薬品の製造と治療	5	8610, 2100, 3250

<sup>9</sup> LSIC は、商工業省企業登録管理局の次の URL (<http://www.erm.gov.la/index.php/en/registration/l sic-codes-en>) から検索することができる。

7	都市の渋滞緩和、居住地域整備のための公共サービス・インフラ施設への投資運営開発、農業、工業用インフラ建設、商品輸送サービス、越境サービス	7	4921-23, 41002, 3011-12, 5021-22
8	銀行融資を受けることが難しい貧困地域およびコミュニティに対する貧困解決のための政策的銀行業務、マイクロファイナンス事業	1	
9	国内製造および世界的に有名なブランドの販売促進のための近代ショッピングセンター開発運営、工業、手工芸品、農業分野の展示場の開発運営	2	

#### 4. 投資奨励優遇地域

投資奨励法には、地域1と地域2の定義が記載されていましたが、ガイドラインでは具体的にどの郡がどの地域に分類されるのか、下記の表のようにリスト化され、該当地域が明確化された。

県名	地域1（郡の名前）	地域2	地域3
首都ビエンチャン	該当なし	全部の郡	経済特区
ポンサリー	マイ サムパン ニョートウー	地域1以外の郡	
ルアンナムター	該当なし	全部の郡	
ウドムサイ	ガー	地域1以外の郡	
ボーケーオ	該当なし	全部の郡	
ルアンパバーン	ポーンサイ パークセーン ウィアンカム ポーントーン	地域1以外の郡	
フアパン	フアムアン ヒアム（ウィアントーン）	地域1以外の郡	
サイニャブリー	サイサターン	地域1以外の郡	
シェンクワン	ノンヘート モーク	地域1以外の郡	
ビエンチャン	該当なし	全部の郡	
ボーリカムサイ	サイチャムポーン	地域1以外の郡	
カムムアン	該当なし	全部の郡	
サワンナケート	ノン セポーン	地域1以外の郡	

サラワン	ターオーイ サムアイ	地域 1 以外の郡	
セーコーン	ラルーム ダークチュン	地域 1 以外の郡	
チャムパサック	該当なし	全部の郡	
アッタプー	サムサイ	地域 1 以外の郡	
サイソンブーン	タートーム	地域 1 以外の郡	

## 5. 投資奨励許可証について

投資奨励法には、投資優遇措置を受けるための具体的な手続きについては記載がなかった。同ガイドラインでは、優遇措置が許可された企業に対して発行される「投資奨励書」のサンプルが添付されている。その「投資奨励書」を取得するために必要な書類は、以下のとおりである（ガイドライン 2.3 条）。

- ① 企業からの申請書
- ② 投資許可証（もしあれば）、企業登録証書、事業許可証、納税証明書および土地リース契約書またはコンセッション契約書（もしあれば）のコピー
- ③ 登録資本金輸入許可証（現物の場合もその証拠書類）のコピー
- ④ 環境評価証明書
- ⑤ 関連機関から承認された経済技術的評価調査書または事業計画書のコピー
- ⑥ その他関連書類

上記書類を揃えて、計画投資省または県・都の計画投資局へ提出し、関連する機関から意見を求めた後に、ワンストップサービスから「投資奨励書」が発行される。書類の審査から「投資奨励書」の取得にかかる時間は、1 カ月と規定している（ガイドライン第 2.4 条）。

なお、ラオス政府との大規模なコンセッション事業で、投資奨励優遇措置を与えることを国民議会が承認した内容の決議書がある場合は、改めて「投資奨励書」を取得する必要はない。

## 第4章 貴金属輸出入業に関する合意

### 1. 背景

ラオスにおいては、貴金属に関する主な法令は、2008年3月17日付「外国為替および貴金属管理に関する国家主席令」および2010年4月2日付「外国為替および貴金属管理に関する国家主席令実施に関するガイドライン」の二つがある。上記の法令において規定される貴金属は、ラオス中央銀行の管轄下にある「国際間の支払いに使用される地金（延べ棒）」を指しており、それ以外の貴金属に関する詳細な規定はなかった。

そこで、商工業省は、2021年2月26日付で「貴金属の輸出入業に関する大臣合意（以下、「合意」）」を発行している。同合意で定義される、貴金属には、地金は含まれていない。

### 2. 貴金属とは

同合意第3条によると、貴金属とは「銀や金の装飾品、ダイヤモンド、真珠、貴石、プラチナおよび貴石から作られたその他の物」と定義されており、下記表のHSコード<sup>10</sup>（7102, 7103, 7104, 7110, 7111, 7113, 7114, 7115, 7116）の分類に基づいている。

ただし、ラオス中央銀行が管理する装飾品の形式ではない、地金、金塊、銀地金、銀塊および鉱山・エネルギー省が管轄する鉱石から作られる貴金属は含まれない。

HS コード	商品の名称
7102	Diamonds, whether or not worked, but not mounted or set.
7103	Precious stones (other than diamonds) and semi-precious stones, whether or not worked or graded but not strung, mounted or set; ungraded precious stones (other than diamonds) and semi-precious stones, temporarily strung for convenience of transport.
7104	Synthetic or reconstructed precious or semi-precious stones, whether or not worked or graded but not strung, mounted or set; ungraded synthetic or reconstructed precious or semi-precious stones, temporarily strung for convenience of transport.
7110	Platinum, unwrought or in semi-manufactured forms, or in powder form.
7111	Base metals, silver or gold, clad with platinum, not further worked than semi-manufactured.
7113	Articles of jewelry and parts thereof, of precious metal or of metal clad with precious metal.
7114	Articles of goldsmiths' or silversmiths' wares and parts thereof, of precious metal or of metal clad with precious metal.
7115	Other articles of precious metal or of metal clad with precious metal.
7116	Articles of natural or cultured pearls, precious or semi-precious stones (natural, synthetic or reconstructed).

<sup>10</sup> 「商品の名称及び分類についての統一システム（Harmonized Commodity Description and Coding System）に関する国際条約（HS条約）」に基づいて定められたコード番号

### 3. 貴金属の輸出入業とは

海外から貴金属を購入して、ラオスに輸入後、卸・小売を行う業者またはラオス国内の生産者から購入し、海外へ販売するために輸出する事業と定義している（合意第2条）。

### 4. 貴金属輸出入業の実施要件

事業を実施するために必要な要件は、以下のとおりである（合意第5条）。

- (1) 会社法に則り合法的にラオスで登記した法人であること
- (2) 貴金属輸出入業の事業許可書を取得していること
- (3) 事業を実施するための資金および資金源が確実であり、登録資本金の少なくとも30%以上が法人の銀行口座に預金されていること
- (4) 事業実施者および株主が犯罪歴、マネーロンダリングおよびテロリズムに対する資金供与防止法第8条<sup>11</sup>に規定される違法行為に関連する前科がないこと

### 5. 事業許可証取得に必要な書類

事業許可証を取得するためには、以下の(1)～(4)の書類を揃えて商工業省輸出入局（以下、「輸出入局」）へ提出する（合意第6条）。

- (1) 輸出入局所定の事業許可証申請書
- (2) 企業登録書の写しおよび企業登録の際に提出した書類一式の写し
- (3) 少なくとも過去90日間の事業実施者および株主の銀行口座取引明細書およびラオスにある商業銀行からの資金証明書
- (4) 事業実施者および株主の無犯罪証明書

---

<sup>11</sup> **Predicate offences** are all criminal offences which are the cause of money laundering including offences committed outside the territory of the Lao PDR that cause proceeds of crime. These include frauds, robbery or theft, murder and grievous bodily injury, kid napping, illegal restraint and hostage-taking, illicit trafficking in stolen and other goods, counterfeiting currency, forgery, counterfeiting and piracy of products, corruption and bribery, sexual exploitation including sexual exploitation of child, trafficking human being and migrant smuggling, illicit trafficking in narcotic drugs and psychotropic substances, illicit trafficking of war arms and explosives, participation in an organized criminal group and racketeering, terrorism including financing of terrorism, environmental crime, tax crimes, insider trading and market manipulation, smuggling (including in relation to customs), extortion, piracy and others.

事業許可証は、首都ビエンチャンの輸出入局のみでしか発行されませんので、留意が必要である。必要な書類を提出後、3 営業日以内に輸出入局により許可証の発行の可否が申請者に伝えられる（合意第 7 条）。事業許可証は 5 年間有効で、条件を満たせば、更新も可能である。更新する場合は、期限が切れる 30 日前に手続きをする必要がある（合意第 9 条）。

## 第5章 土地登記書および土地権原書の書式について

### 1. 背景

2020 年 7 月より改正土地法が施行されている（詳細は[ラオス投資ガイドブック 2021](#)を参照のこと）。改正土地法第 97 条および第 99 条において「土地登記書、土地権原証書の印字内容の詳細については、天然資源環境省が決定する」と規定されており、同省は、全国統一した内容で管理するために、「土地登記書および土地権原証書の印字内容および書式に関する大臣合意（以下、「本合意」）を 2021 年 2 月 19 日付で発行している。

本合意においては、政府の土地および法人・個人が所有する土地の権利を証明する土地登記書および土地権原証書の様式・記載内容が規定されている。本合意施行後に発行される土地登記書と土地権原証書は、これまでと少し様式が異なるので、ご留意願う。

### 2. 土地登記書および土地権原証書について

本合意第 2 条に以下のとおり、「土地登記書」と「土地権原証書（: バイターディン）」が定義されている。土地権原証書は、日本でいう地券証にあたるものである。

#### (1) 土地登記書（以下、「登記書」）

登記書とは、「土地権原証書発行登録の情報を記載したもの。郡の天然資源環境事務所所長の署名および印鑑が押される。」とある。

#### (2) 土地権原証書（以下、「権原証書」）

権原証書とは、「登記書から正しく複製されたもの、土地使用权を証明する唯一の証拠書類。原本を土地使用权の保有者へ渡し、法律が定める条件に応じて内容に変更があるまで長期的に使用される。」とある。

また、権原証書は、政府土地権原証書および個人・法人土地権原証書の 2 種類がある。

なお、政府の土地を借用したり（コンセッション）、政府が分配する土地の土地使用权を期限付きで購入した場合に発行される登記書および権原証書は、郡ではなく、県・ビエンチャン都の天然資源環境課長の署名と印鑑が押され、「天然資源環境省」の文字が入る。

### 3. 土地登記書と権原証書の内容

本合意第3条と第4条において、登記書と権原証書の内容について、政府の土地と個人・法人の土地それぞれについて、以下の表のとおり、定められている。

なお、登記書と権原証書の記載内容は、全く同じ内容となっている。法律上、権原証書は、原本の1枚しか存在しないことになっているため（改正土地法第99条）、運用上も、土地の登記実施機関は、権原証書の複写は保管していない。従って、第三者の土地の情報を当局に問い合わせた場合、登記書のコピーが提供されることになる。

#### <登記書と権原証書の様式・記載内容>

形式・様式	政府	個人・法人
サイズ	A4 (210×297 mm) ※これまでのものより、縦の長さが短くなる。	A4 (210×297 mm) ※これまでのものより、縦の長さが短くなる。
表面の色	白+薄い青の模様	象牙色+薄い緑の模様
表面の外観	国家のシンボル、薄いオレンジ色で書かれたラオスの地図(中心)、北上向き方位マークなど	国家のシンボル、薄い緑色で書かれたラオスの地図(中心)、北上向き方位マークなど
枠の色	黄色の模様に赤の枠	赤色の模様に黄色の枠
印字事項 (表面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四隅に「土地局」の文字と左右に土地ロゴマーク</li> <li>・県・ビエンチャン都の天然資源環境課/郡の天然資源環境事務所</li> <li>・土地登記書番号</li> <li>・発行回数番号</li> <li>・バーコード</li> <li>・土地区画の位置コード</li> <li>・土地の所在地（県/都、郡、村、番地）</li> <li>・発行先</li> <li>・土地使用権の取得手段</li> <li>・使用目的</li> <li>・土地の分類、区画</li> <li>・土地登記書台帳情報</li> <li>・土地番号、土地面積、縮尺</li> <li>・土地の図面</li> <li>・発行年月日、発行場所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四隅に「土地局」の文字と左右に土地ロゴマーク</li> <li>・県・ビエンチャン都の天然資源環境課/郡の天然資源環境事務所</li> <li>・土地登記書番号</li> <li>・発行回数番号</li> <li>・バーコード</li> <li>・土地区画の位置コード</li> <li>・土地の所在地（県/都、郡、村、番地）</li> <li>・発行先</li> <li>・土地使用権所有者の生年月日、国籍、職業、現住所</li> <li>・配偶者の氏名、生年月日、国籍、職業</li> <li>・土地使用権の取得手段</li> <li>・土地使用権所有者の地位<sup>12</sup></li> <li>・土地の分類、区画</li> <li>・土地登記書台帳情報</li> </ul>

<sup>12</sup> 婚姻前から有する財産、夫婦共同財産、共同土地使用権のいずれかが記載される。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県、ビエンチャン都天然資源課課長の署名と印鑑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地番号、土地面積、縮尺</li> <li>・ 土地の図面</li> <li>・ 発行年月日、発行場所</li> <li>・ 郡の天然資源環境事務所所長の署名と印鑑</li> </ul>
裏面	<p>記載なし</p> <p>※ただし、政府の土地を借用したり（コンセッション）、政府が分配する土地の土地所有権を期限付きで購入した場合に発行される登記書および権原証書には、土地所有権の変動記録表が印刷される。</p>	<p>土地所有権の変動記録表</p> <p>※当該土地の所有者の移転経過を記録、例えば、担保権設定、抵当権設定情報など</p>

#### 4. コンドミニアム建設地の登録について

コンドミニアムを建設する土地に対する登記書および権原証書の内容も上記 3 と同じ内容のものとなるが、書面の右上には「天然資源環境省」という文字が入り、県・ビエンチャン都天然資源環境局長が署名捺印する（合意第 4 条）。

また、改正土地法第 106 条において、コンドミニアムを建設しようとする国内外の法人の事業者は、登記書および権原証書に基づきコンドミニアム建設用地の土地の登録をする必要があると規定されている。

## 第6章 リース業法令の改正について

### 1. 背景

ラオスにおけるファイナンス・リース等の金融リース業法規制としては、1999 年の首相令 (Decree on Financial Leasing (No11/PM)) がありました。5、6 年前から改正案に関する会議が行われてきたが、ようやく 2021 年 7 月 2 日付でリース業に関する首相令（以下、「リース業法」）が発行、2021 年 7 月 30 日に官報に掲載、その 15 日後に施行されている。

なお、すでにラオスでリース業を行っている会社は、施行後 2 年以内に、同リース業法に則った業務形態へ移行する必要がある。

### 2. 法律上の定義

リース業法第 2 条によれば、リース業とは、「機器や機械設備等のリース物件をリース会社が直接提供し、またはリース物件の調達人となり、借り手に賃貸すること」と定義されている。なお、リース物件は、改正前は、目的物となり得る「動産または不動産」と定義されていましたが、改正後は、「動産」のみとなっている点に留意が必要である（リース業法第 3 条 4 項）。

### 3. リース業の種類について

リース会社は、以下の3種類の取引が可能となっている（リース業法第6条）。これらのいずれかを行う場合、その事業者は、リース業法の対象となる<sup>13</sup>。

- ① ファイナンス・リース
- ② オペレーティング・リース
- ③ ハイヤーパーチェイス<sup>14</sup>

リース業法第6条によれば、上記3種類の取引の特徴は次のとおりである。

種類	契約期間	所有権	維持管理	契約満期後
① ファイナンス・リース	中・長期	リース会社	借り手（占有権、使用权）	① 返却 ② 買取 ③ 契約更新  (再リース)
② オペレーティング・リース	合意した期間	リース会社	リース会社	① 返却 ② 契約更新  (再リース)
③ ハイヤーパーチェイス	合意した期間	借り手（割賦払い完了後に所有権移転）	借り手	所有権移転

### 4. リース契約内容の概要について

リース契約の基本的な内容は以下のとおりとされており、書面で作成する必要がある（リース業法第10条）。

- ① リース物件の詳細、例えば、種類、年式、シリアルナンバーなど
- ② リース物件の価格、リース料、リース料と支払額の計算方法
- ③ リース期間
- ④ 損害または修理が必要な場合の契約条件
- ⑤ 保険（もしあれば）

---

<sup>13</sup> 文言上、対象となる取引は広範に及んでいるが、実務上どこまで適用対象となるかは中央銀行などの関係当局の判断によると想像される。

<sup>14</sup> ハイヤーパーチェイス契約については、民法第414条から第417条においても規定が存在しております。

- ⑥ 契約不履行規定および罰則規定（もしあれば）
- ⑦ 紛争解決規定
- ⑧ 契約終了または解除規定
- ⑨ その他、両者の必要合意事項

ファイナンス・リースの場合は、上記の項目以外に、金利（ハイパーチェイスの場合も同様）、期限満了後のリース物件の選択肢（返却、買い取り、再リース）を記載する必要がある。

また、1億キープ（約1万米ドル）以上の契約の場合は、公証役場で認証する必要があると明記されているので、留意が必要である（リース業法第10条）。

## 5. 契約の履行について

借り手がやむを得ない理由により支払いができない場合、例えば、遠隔地へ出張、病気などの場合は、リース会社に文書で通知する必要がある。しかし、上記理由が解決した後、15日以内に、借り手は、リース料の支払いを精算しなくてはならない。

借り手が、リース料を期日に従って3回続けて支払わなかった場合、リース会社は、30日以内に支払うように知らせる必要がある。借り手が、上記で定めた期日以内に支払いが行われなかった場合、リース会社はリース契約を解除することができ、また、リース物件の返却を借り手より受けることができます（リース業法第13条）。

## 6. リース会社の設立について

リース業法第16条によれば、リース会社を設立しようとする者は、商工省、都・県商工局等で企業登録を行った後（一人株主会社の形態は、認められない）、ラオス中央銀行（以下、「中銀」）より事業許可書を取得する必要がある。事業許可取得に必要な書類の中には、実現可能性調査（Feasibility Study）をはじめ多くの書類を要求されるが、すべてラオス語で作成する必要がある。なお、通常の会社と異なり、定款は中銀より承認を受けた後に有効となるので、留意する必要がある。

### (1) 登録資本金

最低登録資本金は、50億キープ（約50万米ドル）以上と規定されている。現物出資は許容されているが、登録資本金額の10%を超えることはできない（リース業法第17条）。

### (2) 取締役会・取締役委員会

取締役会の役員は3人以上と規定されている。任期は3年間で、再任も可能となっている（リース業法第23条）。取締役委員会も義務化されており、マネージング・ダイレクター（MD）、副MDから構成される必要がある（リース業法第26条）。

## 7. 事業許可取得要件

企業登録後、事業許可証に必要な書類を揃えて、中銀に提出後、15日以内に審査結果が通知される。中銀は書類の審査と同時に、申請者が以下の要件を満たしているかどうかについても審査する（リース業法第16条）。

- (1) 資金原が十分かつ明確であること
- (2) 実現可能性調査内容に説得力があり、実行可能であること
- (3) 役員が金融に関連する経験、知見が十分であること
- (4) 株主に刑事事件履歴がないこと

中銀は、申請者が上記の要件を満たし、さらに下記の要件も満たしていると判断した場合、45日以内に事業許可証を発行する。許容できる理由により、下記の要件のいずれかを満たしていない場合、中銀は、さらに45日間、要件を満たすまで猶予を与える。

- (1) 登録資本金の払い込みが完了していること
- (2) 人員の配置がある程度整っていること
- (3) 事業の実施を保証する機器、技術、場所が整っていること
- (4) 事業の実施、監督、管理システム等内部環境が整っていること

## 8. 最後に

2017年5月18日に中銀より、「ラオスにおける金融関連事業に関する事業ライセンスの発行一時停止」が発行され、2019年2月まで、新規会社設立のための申請書は受理しないことが通知されていた。しかしながら、許可を得ないで金融業を行っている会社（特にマイクロファイナンス事業）が多く存在し、法令を整理する必要があることから、2019年2月以降も、中銀は、金融業の事業申請書を受理しない方針にあり、いつ解除になるのか不明な状態が続いていた。そして今回、中銀でのヒアリングによれば、リース業については、リース業法の改正および施行により、申請書の受理および事業許可証の発行が開始される見込みとのことである。

## 第7章 信用保証会社について

### 1. 背景

ラオス民法典において、担保制度に関する規定があるが（詳細は[ラオス投資ガイドブック - 2021 ジェトロ](#)を参照のこと）、その中で、人的担保制度と関連して、2020年12月21日付けで信用保証会社に関する合意（以下、「本合意」）がラオス中央銀行（以下、「中銀」）から発行された。

### 2. 法律上の定義

本合意第3条によれば、信用保証会社が提供するサービスとは、「債務者が債権者に対して契約に基づいて債務が履行できなくなった場合、債務者に代わって清算することを保証するために債権者に対して信用保証書を発行することにより、債務者の義務を保証するサービス」と定義される。

### 3. 会社設立について

信用保証業者に関する許可取得要件は次のとおりとなっている。

#### (1) 登録資本金

最低登録資本金は、1,000億キープ（約1,000万米ドル）以上。現物出資は許容されているが、登録資本金額の25%を超えることはできない（財産評価会社による評価額を基準として判断）。また、登録資本金は、中銀の口座に預金する必要がある（第12条）。

#### (2) 取締役会

取締役会は、議長、副議長、役員（取締役）より構成される。役員は5人以上、7人以下と規定されている。役員の中から、マネージング・ダイレクター（MD）および副MDを選出する必要がある。任期は3年間で、再任も可能となっている（第18条）。なお、MDは取締役会の議長、副議長になることはできない。

#### (3) 取締役会監督委員会およびリスクマネジメント委員会

リスクマネジメント委員会は、取締役会の役員から3人選出され、その中の一人は取締役会監督委員会の委員長である必要がある（第20条、第21条）。

#### 4. 事業許可取得要件

本合意第7条によれば、信用保証会社を設立しようとする者は、商工業省、都・県商工業局等で企業登録を行った後、中銀金融機関管理局（以下、「金融局」）より事業許可書を取得する必要がある。事業許可取得に必要な書類の中には、実現可能性調査報告書（FS）をはじめ多くの書類を要求されるが、すべてラオス語で作成する必要がある。

また、合弁契約書・株主間契約書、定款は、公証役場または登録機関で認証・登録済みであること、外国語からラオス語へ翻訳した文書については、公証役場または翻訳会社からの認証があることが求められている（第8条）。

なお、金融局は、完全に揃った書類を受理後、30日以内に審査結果を通知する。金融局は書類の審査と同時に、株主としての以下の要件を満たしているかどうかについても審査する（第9条）。

<株主が法人の場合（第10条）>

- (1) 継続して3年以上、利益が出ていること、および累積赤字でないこと
- (2) 財政状況が安定していること
- (3) 自身の会社の株主構成が明確であること
- (4) マネーロンダリングまたはテロ資金供与にかかわるブラックリストに登録されていないこと

<株主が個人の場合>

- (1) 資金源が十分かつ明確であること
- (2) 大株主（10%以上保有）の場合、適当な資格と実務経験を有していること
- (3) 刑事事件に関する犯罪歴（横領、詐欺など）がないこと
- (4) マネーロンダリングまたはテロ資金供与にかかわるブラックリストに登録されていないこと

#### 5. 事業内容

信用保証会社は、保証業務のほかに、中銀および関連する機関より許可を得た別の事業を行うことが可能となっている（第25条）。

信用保証会社は、個人に対しては、登録資本金額の最大15%、信用運用資金の最大80%を保証範囲とすることが定められている。他方、グループに対しては、登録資本金額の最大20%までが保証範囲となっている。

また、保証額総額は、登録資本金の最大15倍までと規定されている（第26条）。

なお、中央銀行の金融管理局でのヒアリングによれば、債務者と保証会社間で締結する契約の内容については、民法、その他関連法令および中銀の規定に従うとあり（第 28 条）、保証料や保証料率に関する具体的な規定は特段存在していないとのことである。民法上の契約内外債務の規定に従い、債務者と保証会社が合意した内容であれば問題ないようだが、利息については、民法上の規定（年率 36%）を目安とするようとのことである。

また、ラオスにはまだ信用保証会社が存在していないため、登記条件は、手探りの状態で検討を進めており、第 28 条については、今後、別途細則等が出される可能性が高いとのことである。

## 6. 罰則規定

本合意の規定に違反した場合、2 回目の警告と同時に 200 万～2,000 万キープまたは 1 日 100 万キープの罰金が科せられる。3 回目の警告の後、是正されない場合は、180 日間の事業停止または会社役員を除名等を中央銀行から命じられる。それでも、改善されない場合は、最終的には事業許可証のはく奪および会社の清算が命じられる可能性がある（第 49 条）。

## 第8章 e コマース事業

### 1. 背景

新型コロナウイルス感染症の拡大により、ラオスにおいても、レストラン、カフェなどの飲食店やスーパーマーケットなどは、オンラインで注文を受け、デリバリーする形態が増えてきた。

インターネットの普及に応じて、さまざまな取引が電子化されつつあるが、ラオスにおいて、それらを導入・管理するための法令は、消費者保護法（2010）、電子取引法（2012）、コンピューター犯罪防止法（2015）、情報通信技術法（2016）、電子決済システム法（2017）、電子情報保護法（2017）、電子署名法（2018）などがある。

上記の法令ではカバーされていない「電子商取引（以下、e コマース）」に関して、2021 年 4 月 12 日付で「電子商取引に関する政府令（No.296/GO）（以下、「政府令」）」を発行している。

### 2. e コマースの形態（政府令第 6 条）

e コマースの形態には下記のとおり 3 種類がある。

- ① ネット販売(Online Ordering Function)
- ② マーケットプレイス（Electronic Marketplace）への出店
- ③ マーケットプレイスの運営

### 3. 「e コマース事業承認証明書」の取得（政府令第10条から13条）

上記①および②の事業を行う場合は、ラオスにおいて会社を設立する必要はないが、商工業省へ下記に記載する書類を揃えて、通知（提出）する必要がある。

通知に必要な書類は以下のとおりである。

#### <法人の場合>

- ① 商工業省所定の申請書
- ② 企業登録書の写し（ただし、会社法上、登記する必要のない事業体は除く）
- ③ 事業許可証の写し（事業許可証の取得が義務付けられている事業分野の場合）
- ④ ラオス国内の決済サービス利用証明書の写し

#### <個人の場合>

- ① 商工業省所定の申請書
- ② IDカードまたはパスポートの写し
- ③ 住所証明証
- ④ ラオス国内の決済サービス利用証明書の写し

上記の書類をすべて揃えて、商工業省へ提出後、3営業日以内に、「e コマース事業承認証明書」が発行される。同証明書の有効期間は2年間で、有効期限が切れる30日前に更新する必要がある。なお、すでに、事業を実施している個人、法人は、同政府令の施行日（2021年6月5日）から90日以内に、商工業省へ通知しなくてはならない。通知を怠った場合は、何らかの指導を受けることになる。

### 4. 「e コマース事業許可証」の取得（政府令第9条、第14条から17条）

マーケットプレイスを運営する場合、法人であることが前提となる。外国籍の個人、法人がラオスで事業を行う場合、外資規制があるため、少なくとも内資企業が、株式を10%保有する必要がある。また、登録資本金は、100億キープ（約1億1,600万円）と規定されている。

事業を実施するためには「e コマース事業許可証」を企業登録書とは別に商工業省から取得する必要がある。

「e コマース事業許可証」取得に必要な書類は以下のとおりである。

- ① 商工業省所定の申請書
- ② 企業登録書の写し
- ③ 事業計画書
- ④ インターネット技術証明書
- ⑤ 事業許可証の写し（事業許可証の取得が義務付けられている事業分野の場合）
- ⑥ ラオス国内の決済サービス利用証明書の写し
- ⑦ ラオス中央銀行が規定した特別規則に基づいた電子決済サービス利用許可書

上記の書類をすべて揃えて、商工業省へ提出後、5 営業日以内に、「e コマース事業許可書」が発行される。同許可書は 3 年間有効で、有効期限が切れる 30 日前に更新する必要がある。

なお、すでに、事業を実施している法人は、同政府令の施行日（2021 年 6 月 5 日）から 90 日以内に、商工業省へ申請する必要がある。事業許可証を取得せずに、事業を行った場合は、法律に基づき何らかの指導を受けることになるので、留意が必要である。

## 5. 電子署名に関して

e コマースで必須となるのが、電子認証や電子署名だが、同政府令の中では、電子署名に関しては触れられていない。ラオスでは、2019 年に「電子署名法」が施行されており、2021 年 3 月に技術通信省（Ministry of Technology and Communications）が中心となって、同法律を普及させるための会議を開催している。ラオス政府の E-government system project に対して、技術支援をしている、大手通信会社スターテレコム（ユニテル）が電子署名に関しても高い技術を持っているため、この分野に貢献できることをアピールしている。

## 6. 所得税について

e コマース事業に関する税については、同政府令では明確に定められておらず、所得税に関して 2021 年 2 月 10 日付「所得税法の実施に関するガイドライン」の第 66 条から 68 条（個人の場合）と第 69 条から 71 条（企業の場合）に定められている。e コマースと税金の問題については、ラオスのみならず、各国・地域で問題になっているようであるので、ラオス政府の方針や新たな通達等も含めて、動向を注視する必要がある。

# 第9章 外国人出入国管理に関する罰則規定について

## 1. 背景

コロナ禍において、外国人旅行者の入国が制限されたことにより、陸路にてラオスに不法入国する外国人が顕著になっている。ラオス政府は、これまでも、特に不法労働者の取り締まりを定期的実施してきましたが、不法入国、不法滞在、不法就労に対する厳格な措置として、「外国人の出入国管理法の徹底と違反した場合の罰則規定（罰金と然るべき措置）に関する首相令（以下、「首相令」）」を 2021 年 1 月 20 日付で発行している。以下、ラオスでビジネスを実施する上でも気を付ける必要がある罰則規定を中心に述べる。

## 2. 罰則とは

同首相令第 2 条によると、罰則は罰金とその他の措置の二つがある。その他の措置は、罰金を科せられた上で、さらに課せられる処罰であり、指導、警告、事情聴取、24 時間の拘束、違反に関する書類、道具、物および乗物の押収、滞在許可の登録抹消、事業の停止および解散または

関連省庁に対して企業登録書および事業許可証の返納要請を含みます。なお、外国人および無国籍者<sup>15</sup>に対しては、強制送還が適用される場合もある。

### 3. 罰則規定について

#### (1) 滞在許可期間を超えて滞在している場合（首相令第15条）

対象：外交ビザ、公用ビザ、配偶者ビサ、優遇ビザ、専門家ビサ、ビジネスビサ、学生ビサ、メディアビザ、労働ビザを保持している外国人および無国籍者

罰金：超過日数1日につき10万キープ（約10米ドル）

#### (2) 許可を得ずに事業を行っていた場合（首相令第17条）

対象：企業登録または事業許可証を取得せずに事業を行っている外国人および無国籍者

罰金：1回目 400万キープおよび調書

2回目 700万キープ、調書および事業の一時停止

3回目 1,000万キープ、調書、事業の撤退、強制送還および再入国禁止

#### (3) 不法就労の場合（首相令第18条）

対象：許可を取得せずに就労している外国人および無国籍者

罰金：1回目 一人につき100万キープおよび調書

2回目 一人につき200万キープおよび調書

3回目 一人につき1,000万キープ、調書、強制送還および再入国禁止

#### (4) 許可を得ずに収入を得ていた場合（首相令第21条）

対象：ラオス国籍に保全される事業を行って収入を得ている外国人および無国籍者、合法的に許可を取得せずに、小売、飲食店、縫製、振売、廃品回収、マッサージ、美容室、爪切、体重測定屋、請負業、バイク修理業、家具製作などで収入を得ている外国人および無国籍者

罰金：1回目 一人につき100万キープおよび調書

---

<sup>15</sup> 外国人：ラオス国籍以外の国籍を保有し、ある任務のため契約に基づき、もしくは期限付きで一時的ないし長期的に滞在している外国人  
無国籍者：ラオス領土内に暮らしている国籍を持たない外国人

2回目 一人につき 200 万キープおよび調書

3回目 一人につき 500 万キープ、調書および場合によっては強制送還および再入国禁止

(5) 不法就労の労働者を雇用した場合（首相令第 22 条）

対象：労働許可証、滞在許可証、労働ビザを所有していない外国人および無国籍者を雇用した個人、法人および団体

罰金：1回目 一人につき 200 万キープおよび調書

2回目 一人につき 400 万キープおよび調書

3回目 一人につき 600 万キープ、調書および関連省庁に対して事業許可証の抹消要請、労働者の強制送還および再入国禁止

(6) 合法的に結婚登録する前に家庭を築くまたは寝食を共に（夫婦のように生活する）した場合（首相令第 25 条）

対象：合法的に結婚登録する前にラオス国籍者と家庭を築くまたは寝食を共にしている外国人および無国籍者

罰金：1回目 一組につき 400 万キープおよび調書

2回目 一組につき 600 万キープおよび調書

3回目 一組につき 800 万キープ、調書および場合によっては然るべき処罰

外国人または無国籍者は、罰金と処罰のほかに滞在許可証の抹消と強制送還の措置が取られる可能性があることも規定されている。

上記のほか、外国人および無国籍者が滞在していることを治安維持関連当局に通知しなかった宿泊施設のオーナーや合法的に就労している労働者を目的と異なる仕事に就かせるなど管理義務を怠った場合も処罰の対象となっており、今回かなり厳格な規定が置かれましたので、ラオスに滞在する個人、事業を行っている企業、日本人駐在員や出張者は留意する必要があります。

## 第10章 外国人労働者入国 について

### 1. 背景

2021年1月に「ラオスにおける外国人出入国管理に関する罰則規定」が発行されているが、それに続いて、2021年2月23日付で「外国人労働者のラオスへの入国許可に関する労働社会福祉省大臣による合意（以下、「合意」）」が発行されている。

今回発行された合意は、2007年の合意の改正であり、2013年に労働法が改正されているため、その内容と整合性をとったかたちとなっている。従って、本合意の内容は、労働法の外国人労働者の入国について規定している第41条から第45条の内容に基づいている。

一度、労働許可証を取得してしまうと、あまり気に留めることがない規定でもあるが、特に見落としがちな外国人労働者に関する規定を解説する。

なお、同合意は、外交官、各国の代表団とその家族、会議・研修参加者、事業許可証に記名されている投資家、国連・国際機関の職員等は適用の範囲外となっている。

### 2. 外国人労働者の要件について

原則、外国人労働者は、ラオス人では技能が満たされないポジションの補完のため、ラオス人への技能の指導、移転のためにラオスで働くことが許可されている。

#### (1) 条件

ラオスで働く外国人は、20歳以上、職位に応じたスキルと専門的能力があり、犯罪歴がなく、健康である者と規定されている（合意第7条）。

#### (2) 責務

ラオスの社会保障基金に加入すること、納税すること、ラオス人へ技能を引き継ぐことなど（合意第9条）

#### (3) 労働許可期間

雇用契約に基づき、1カ月、3カ月、6カ月、12カ月の期間（労働許可証の有効期間）働くことが可能となっている。また、5年を上限として、1回につき最大12カ月の延長が可能と規定されている。

外国人労働者は、最大で5年間ラオスで働いたのち、新たな職場で雇用される場合、一度母国へ帰国しなくてはならない。帰国してから30日後に、必要な手続きを経て、ラオスでの新たな雇用先での労働が認められる（合意第10条）。

ただし、雇用者が 5 年を超えて、継続して外国人労働者を雇用する必要があると判断した場合、雇用契約に基づき外国人労働者を雇用することが可能となっている（労働者は一度帰国する必要はない）。

### 3. 外国人労働者の入国許可について

使用者は、事業所内における人材配置計画を作成する際、ラオス人労働者を優先する必要がある。ただし、その需要をラオス人労働者で満たすことができない場合には、使用者は、外国人労働者の使用を労働監督機関に申請する権利を有する。

#### (1) クォーター制（合意第 17 条）

事業所内の外国人労働者受入れ比率は、次の規定に従う必要がある。

ア) 肉体労働を行う技術専門家は、事業所内の全ラオス人労働者数の 15%

イ) 頭脳労働を行う技術専門家は、事業所内の全ラオス人労働者数の 25%

なお、クォーターは、1 年間に何度でも申請可能であり、許可書発行日から同年 12 月 31 日までの最大 1 年間有効となっている。12 月 31 日までに入国しなかった場合は、再度クォーターの取得申請をする必要がある（合意第 21 条）。申請から許可取得まで、15 営業日と規定されている。

クォーター取得後に、外国人の入国許可申請を別途行う必要があり、申請後 3 営業日で入国許可書が発行される（合意第 38 条）。

#### (2) 労働許可証

外国人労働者は、ラオスに入国後 30 日以内に労働許可証を取得する必要がある（合意第 25 条）。30 日以内に取得していないことが、発覚した場合は、超過 1 日につき一人 5 万キープ（約 500 円）の罰金が科せられる（合意第 41 条）。労働許可証のほかに、外国人労働者は、治安維持省より滞在許可証を取得し、外務省より LA-B2 ビザ（労働ビザ）を取得する必要がある（合意第 23 条）。

ラオスでの雇用期間が終了し、母国へ帰国または第三国へ行く場合は、労働許可証を管轄機関へ返却する必要がある（合意第 39 条）。

## 第11章 付加価値税 (Valued Added Tax) の概要

### 1. 付加価値税 (VAT)

#### - 付加価値税納税者

2021年4月12日付のVATの導入に関するガイダンス 1939/MoF 第6条に基づき、VAT納税者は以下のとおり定義されている。

- 年間売上が4億キープ以上のラオスで登記された個人、法人、または組織等はVATシステムに登録されてなければならない場合。
- 年間売上が4億キープ未満のラオスで登記された個人・法人または団体等VATシステムに任意で登録されている場合。
- ラオス国内で稼得した年間収益に基づく分類が適用されない、さらに経済特区 (SEZ) に企業登録した個人、法人および組織等を含む、商品やサービスの提供から収益を稼得したラオス非居住者および非登録企業。
- 電話・郵便、水道・電気、交通・旅客サービス等、VAT登録事業と競合するサービスや活動を提供する政府機関。

注意点：VATシステムに未登録の企業に対し、商品やサービス等を提供する場合にはVATインボイスの使用およびVATの計算および徴収を行うことはできない。しかしながら、ラオスの非居住者が提供するサービスをラオス国内で受けた場合においてはVATの計算、源泉徴収、納税申告等をラオス国内企業がラオスの非居住者の代わりに行わなければならない。

#### - VATの対象となる事業活動

VAT法の導入に関するガイダンス第7条に基づき、VATの対象となる事業活動は多数ある。

下記がその事業例である。

- VATシステムに登録されているブローカーまたはエージェントから提供されるサービス。また、個人または法人に代わってサービスを提供する、もしくは物品を提供する場合、そのサービスはVATの対象となる。
- 自己消費のための商品もしくはサービスまたVAT納税者 (VATシステムに登録されている納税者) により、他者に対して商品やサービスが無償で提供されている場合。

例：

- 1) VATシステムに登録されている自動車販売店のオーナーが、自社の在庫として計上されている車をその子女の個人利用のために購入した。
- 2) VATシステムに登録されているホテルのオーナーが、ホテルのダイニングルーム、在庫品 (野菜、肉または飲み物など) を自分の子女およびその友人のウェディングパーティのために使用した。

#### - VAT 対象外となる事業活動

VAT 対象となる事業活動以外に VAT 対象外となる事業活動もある。下記にその例を示す。

VAT 非登録の個人、法人、組織から提供された VAT の対象となる物品、例えば、VAT 登録しているが VAT 抛出者としての条件を満たしていない物品は、以下のとおりである。

- 所得税法に基づきマイクロ企業に対する所得税が課せられている場合。
- コンピューターショップを運営する VAT 登録者が、企業の資産として未登録の個人所有の自動車を売却した場合。
- 自動車修理事業を営む VAT 登録者が、友人の家を修理した場合。

その家の修理自体はサービスに該当するが、自動車修理の事業活動ではない、さらに事業主はその家の修理に VAT の対象とならない自社の事業用の商品および材料を使用した。

#### - VAT 免除対象となる商品およびサービス

VAT 法導入に関するガイダンス第 10 条により、VAT 免除対象となる商品およびサービスは下記のとおり規定されている。

1. 海外および SEZ から購入した輸入品に対する免税措置および
2. 国内で購入された商品・サービスに対して適用される免税措置。

ラオス国内において VAT 免税措置が適用される商品およびサービスの購入は下記のとおり規定されている。

### 製品の提供

VAT 登録企業から購入された輸出加工用の原材料、設備および組立部品、もしくは当局から承認された計画に準じた、VAT 非登録企業もしくはラオス国外企業から購入された輸出加工用もしくは SEZ 企業へ提供するための原材料、鉱産物、およびその他の天然資源は VAT 免税措置が適用される。

### サービスの提供

預金利息、貸付利息、送金収入、為替差益、ラオス中央銀行から承認された商業銀行もしくは金融機関の事業と係るその他金融活動に対しては VAT 免税措置が適用される。

すなわち通常の金融取引は、商品およびサービスの提供に該当しないため、VAT の対象とはならない。従って、VAT 法第 12 条第 2 項第 4 号に従い、商業銀行またはその他の金融機関による金融取引、および、海外からの融資が VAT 免税措置を受けるためにはラオス中央銀行による承認が必要である。

## - VAT レート

VAT の導入に関するガイドンス第 14 条に基づき、物品の輸出には 0%VAT 税率が適用される。VAT の導入に関するガイドンス第 9 条によると、ラオス国内の仕入会社が VAT の対象となる物品を自ら、もしくは代理で海外に輸出した場合、ラオス国内販売者と海外または SEZ の購入者との間の直接取引とみなされるため、ラオス国内販売者は、VAT 0%で請求書を発行することが可能であり、さらに、輸入または購入時に支払った仕入 VAT 税 (input VAT) の還付を受けることができる。

## - VAT の申告と納付

**VAT の申告：** VAT システムに登録されているすべての法人は、毎月の VAT 申告書を作成し、提出することが義務付けられている。

VAT の申告	1) 各企業 (システムに登録されている企業) がエクセルファイル*をシステムに登録することで、TaxRIS を通じて提出する。
	2) 税務局のサービスカウンターにおいてエクセルシートを提出する。TaxRIS またはサービスカウンターで情報が処理された後、VAT 申告書が作成され、支払手続きを行う。

\* エクセルファイルは、その月の法人の「入力」シート、「出力」シート、「調整」シート (調整がある、もしくは VAT の繰越がある場合) の情報が含まれなければならない。

**VAT の支払い：** 毎月の VAT は、租税管理法第 31 条第 2 項に基づき、翌月 20 日までに支払われなければならない。

すべての VAT の支払いは、銀行 (E-Bank Transfer および銀行のカウンターサービス) およびラオス国庫事務所を通じて行われなければならない。

## - VAT 登録

VAT に関するガイドンス第 22 条に基づき、マイクロ企業を除き、VAT 登録が必要な事業者は下記のとおり定義されている。

企業ライセンス登録後、事業ライセンスを取得し、さらに VAT 法第 34 条により規定されている納税者登録番号を有する事業者 (小企業を除く)。 なお、年間所得が 4 億キープを超える企業は、VAT システムへの自動登録が必要である (強制適用)。
VAT 制度の適用を受ける企業のエージェントまたはブローカー
ラオス国内でサービスを提供する非居住者の個人、団体および組織
プロジェクトに関与する請負業者または下請業者
正確な会計処理を行っているマイクロ企業で、さらに VAT システムへの登録を自発的に行った事業者。

なおマイクロ企業については、2017年1月16日付の「中小企業のカテゴリに関する首相令」No25/GOL第3条に基づき、マイクロ企業は、第3条のいずれかの条件を満たす一番規模が小さい企業であると定義されている（詳細については第5章参照）。

## 2. VATのその他の事項

### - VATのその他の事項

#### VATインボイスを発行できないVAT非登録仕入先からの購入

VAT法第2条に基づき、VATは最終消費者が負担する税金であると定義されている。仕入業者がVAT登録をしていない場合、その仕入業者はVATを請求することができない。しかしながら、税務調査時に適切に対応するために、そのような仕入業者から物品を購入する会社は、仕入VAT)を税務当局に自主申告する必要がある。これは、VAT法には規定されていないが、税務当局により口頭でコメントされている。なお税務当局が発行したVAT納税証明書は、VAT納税証明書発行日から3カ月以内に仕入VATとして控除することができる。

#### 控除対象とならない仕入VAT

VATに関するガイダンス第10条に基づき、一定の事業を営む企業はVATが免除される。この場合、事業運営に関連する物品およびサービスの購入時の仕入VATの支払いは免除される。

## 第12章 経済特区 (SEZ) における VAT

### 1. SEZの規制に関する一般的な概要

ビエンチャン都内には下記の五つの経済特別区 (SEZ) がある。

1. サイセター開発区 (SDZ)
2. ビエンチャン首都工業・貿易区 (下記「VITAパーク」)
3. ロンタン・ビエンチャン経済特区
4. タートルアン湿地経済特区
5. ドンポーシー経済特区

#### SEZに関する規制の概要

ラオス国内のSEZには、下記法律および規則が適用されている。

- 2016年11月17日付投資促進法 No.14/NA
- 2018年6月7日付ラオス経済特別区・特定経済区に関する政令 第188/PM号

- 各 SEZ の開発に関する契約
- 各 SEZ 登録企業に対する規制の詳細については、企業登録証明書に記載された通知が基準となる。

## 2. SEZ における VAT の影響

本章では、ビエンチャン都内の SEZ、主に SDZ と VITA Park について説明する。

SDZ 登録企業については、2018 年 10 月 25 日付計画投資省大臣通達第 1787 号に基づき、各産業分野において SDZ に登録された企業は 2003 年 11 月 13 日付 Savan-Seno 経済特区に関する管理規則および奨励政策に関する首相令 No.177/PM（下記、政令 No.177）が適用される。上記の首相令に含まれないその他の業種については、2015 年 9 月 28 日付政令 No.73/PM（以下、政令 No.73）が適用される。

VITA Park に登録されている企業については、2003 年 11 月 13 日付 Savan-Seno SEZ に関する管理規則および奨励政策に関する政令 No.177/PM が適用される。

### - ラオス登録企業による SEZ 内での物品供給

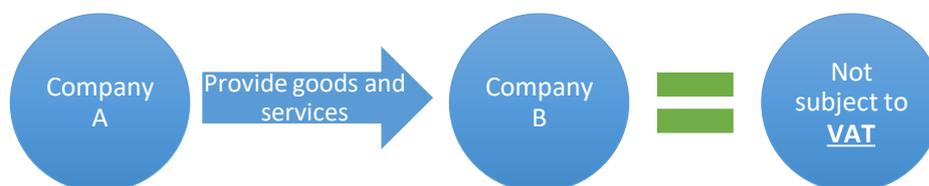
VAT 法第 9 条の A によると、ラオス国内の仕入業者（SEZ 内では未登録の企業）が、VAT の対象となる物品を自らまたは代理で海外もしくは SEZ に輸出した場合、ラオス国内販売者と海外または SEZ 内の購入者との間の直接取引とみなされる。

この場合、仕入業者は VAT0%を適用したインボイスを発行することができ、また輸入または購入時に支払った仕入 VAT の還付が可能となる。

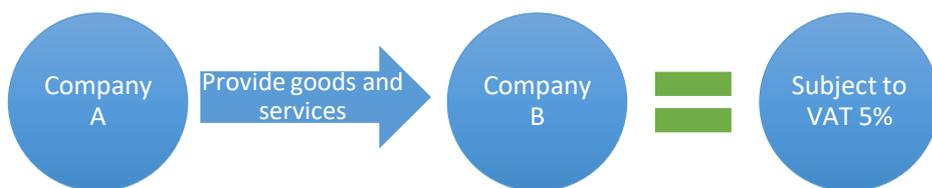
### - 同じ SEZ 内での物品とサービスの提供

同じ SEZ 内の A 社から B 社へ物品もしくはサービスを提供する場合には、下記のとおり 177 号もしくは 73 号のいずれかが適用される。

- ❖ 首相令第 177 号第 25 条に基づき、SEZ 内でサービス業を含む事業活動を行う権限を有す個人または企業に対しては、SEZ 内で使用、加工、生産または販売されるために国外から輸入した物品に対する売上 VAT が免除されると規定されている。



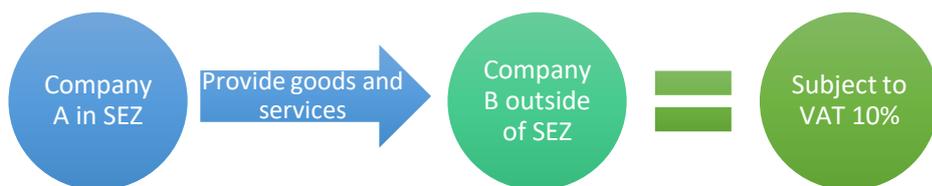
- ❖ 政令第 73 号第 5 条第 1 項に基づき、国外から輸入された商品、物、サービスがゾーン内で生産、消費された場合、5%VAT の対象となる。



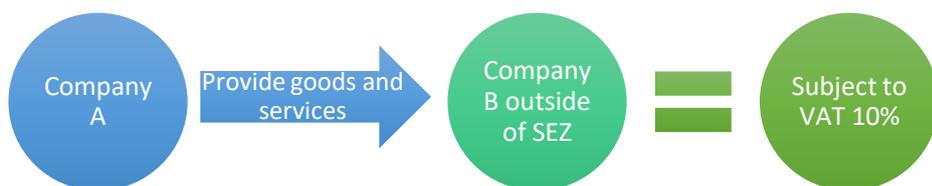
- **SEZ 外の企業への物品・サービスの提供**

SEZ 内の A 社から、SEZ 外であるがラオス国内で登記されている B 社へ物品を供給する場合。

- ❖ 首相令第 177 号第 25 条に基づき、SEZ 登録企業が SEZ 外のラオス国内で販売・サービス取引を行うために供給する物品・商品・サービスは、VAT に関する税法に従い、10% VAT の対象となることが規定されている。



- ❖ 政令第 73 号第 5 条第 3 項に基づき、SEZ 外で販売・消費される商品とサービスは、ラオスの VAT 法およびその関連法令により規定されたものに従わなければならないと規定されている。



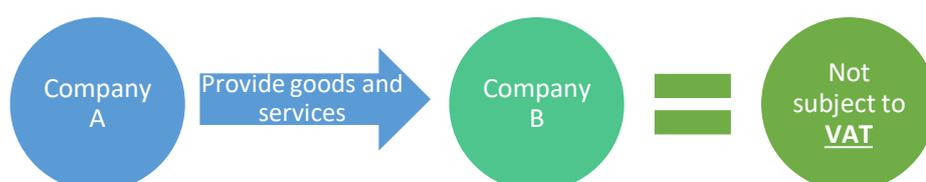
- **ほかの SEZ に所在する企業に対する物品・サービスの供給**

税務局からの非公式見解に基づく、異なる SEZ での取引の場合、物品およびサービスの提供に適用される VAT 率は、仕入業者の所在地に基づいて決定されるとのことである。すなわち仕入業者に適用される VAT 率が 5% の場合、仕入業者は、購入者から 5% の VAT を徴収することになる。

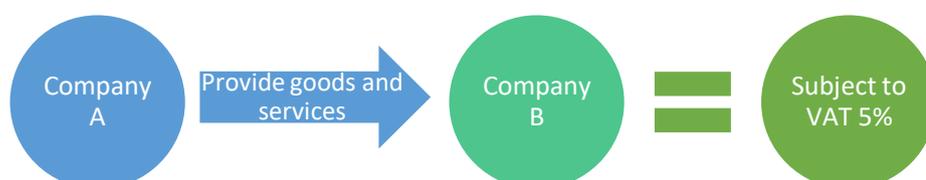
さらに、仕入業者が VAT システムに登録されていないが、購入者が VAT システムに登録されている場合、購入者は仕入業者に支払いを行う前に自主的に VAT を計算し、源泉徴収し、税務局に申告納税しなければならない。

SEZ (A) 内の A 社から SEZ (B) 内の B 社に商品を提供する場合。

- ❖ ほかのゾーンに所在する会社に対して物品とサービスが提供され、首相令第 177 号等と同じ首相令が適用される場合（首相令第 177 号第 25 条参照）、下表を参照のこと。



- ❖ SEZ 内の A 社が政令 73 号を適用し、B 社に対して首相令 177 号を適用して物品もしくはサービスを提供する場合、または両社が異なる SEZ に所在しながら同じ政令 73 号を適用する場合（同じ SEZ 内で物品もしくはサービスが提供される場合には、上記政令 73 号を適用される）は下表を参照のこと。



## 第13章 所得税法（所得税法の導入に関するガイダンス）

### 1. 所得税法の導入に関するガイドラインの全体像

本章では、「所得税法の導入に関するガイドライン」について説明する。所得税法は 2020 年 1 月 1 日に施行されたが、財務省は、2021 年 2 月 10 日付で、所得税法に導入に関するガイドライン (No.0819/MoF)（以下、所得税法の導入に関するガイドライン）を発行している。本ガイドラインの目的は、2019 年 6 月 18 日付所得税法第 67/NA 号で規定された法人所得税、マイ

クロ企業に適用される所得税、個人所得税に関する徴収、計算、申告、納税、税務管理・検査に関する用語、規則および措置についてより明確にすることである。

本ガイドラインは、総則、法人所得税、個人所得税、最終規定の四つのパートにより構成されている。

第 1 部：第 1 条から第 4 条：総則

第 2 部：第 5 条から第 31 条：法人所得税

第 3 部：第 32 条から第 83 条：個人所得税

第 4 部：第 84 条から第 86 条：最終規定

## 2. 第 1 部：第 1 条から第 4 条：総則

本ガイドラインでは、法的要件以外の追加条項について補足することを目的としている。

定義項目には、所得税法の導入に関するガイドライン第 2 条に規定されている 22 項目が含まれている。この中で、第 15 項「公正価値」によると、資産（製品）、サービス、その他の便益は、買い手および売り手の意思によって合意したその時点で使用されている市場価格または便益に基づいて適正価格と定義されるものと規定している。なお、資産（商品）、サービス、その他の便益の公正価値が算定できない場合、政府（税務局）が公正価値評価の原則に基づき算定することが規定されている。

また、第 22 項「移転価格」に基づき、経済開発協力機構（以下「OECD」）委員会の認証に基づく多国籍企業の移転価格ガイドラインに準拠し、各期に追加・修正される予定と規定されている。しかしながら、税務局との非公式な面談によると、このガイドラインは、今後、期間ごとに追加・修正される予定である。ラオスは現段階では OECD の規制を導入する可能性を有していないが、ない 2022 年には、OECD の規制を実施するための国内規則を整備するための会議を開く予定である。

また、第 15 項に基づき、「イノベーション」とは、知識、能力、製造方法、科学技術の経験を用いて、研究、発明、サービスの提供、製品の開発、社会のための新しい最高品質の商品を開発することであると定義されている。

## 3. 第 2 部：第 5 条から第 31 条：法人所得税

### - 法人所得税（以下「CIT」）および CIT の算出について

所得税法の導入に関するガイドライン第 5 条に基づき、法人税の実施の基礎となる法律や規定は、法人税に関する下記の関連法令であると規定されている。

1. 租税管理法
2. 所得税法
3. 投資促進法（投資促進法に基づく CIT 免税期間登録を行った企業に適用される法律）

4. タバコ管理に関する法律（ラオス国内にてタバコ事業を営む企業に適用される法律）
5. 証券取引法（ラオス株式市場に登録されている企業に対して適用される法律）
6. SEZに関する政令（ラオス国内 SEZ に登録されている企業に適用される法律）
7. ラオス政府とほかの外国政府との間の二重課税回避および所得税徴収からの回避を防止するための条約
8. ラオス政府とラオスへの投資を行う企業との間の協定

通常税率：所得税法第 15 条および第 16 条に基づき、一般事業を営む法人に対して 20%の法人税率が適用されると規定されている。なお法人所得税の詳細については、第 4 章を参照のこと。

所得税法の導入に関するガイドラインに基づき、会社の財務諸表が、所得税法の導入に関するガイドライン第 6 条に規定されているラオス財務報告基準または国際財務報告基準（IFRS）に準拠している場合、財務報告基準に基づいた会計上の計上利益に基づき、CIT が算定されることが規定されている（CIT 計算の詳細については、第 14 章を参照のこと）。

#### - マイクロ企業に適用される所得税

マイクロ企業に適用される所得税とは、年間事業所得が 5,000 万 1~4 億キープまでのマイクロ企業から徴収される税金と定義されている。所得税法第 29 条に規定される各事業の税率は下のとおりである。

- 農業、工業、その他の製造業：年間事業所得の 1%
- 貿易業：年間事業所得の 2%率
- サービス：年間事業所得の 3%

- 1) 製造業には、農業生産、工業生産およびその他の製品も含まれる。
- 2) 貿易業とは、販売業者が仕入業者から最終製品を購入し、その最終商品を顧客に販売もしくは第 3 者に提供することと定義されている。企業が自社で生産した製品を販売する場合、製造業に該当する。
- 3) サービス業とは、運送業、建設業、ホテル業、レストラン、カフェ、劇場、理髪店、美容室、スパ・マッサージ店、弁護士、コンサルタント、会計士、トレーナー、および歯科医のフリーランス等、製造業や貿易業に該当しないすべての事業と定義されている（マイクロ企業に対する所得税の計算、納税申告および支払いについては、第 15 章を参照のこと）。

#### 4. 第 3 部: 第 32 条から第 83 条：個人所得税

個人所得税については、課税所得が下記の四つの種類の所得に該当すると定義されている。

1. 勤労所得とは、従業員、労働者、俳優および芸術家等、勤労の対価として給与、賃金、手数料等の現金および現金以外の物品による所得と定義されている。

2. 資産から得られる収入は、資産もしくは不動産の賃貸収入、知的財産権および商標権等から稼得される収入と定義されている。
3. 投資による収入は、土地・建物の購入、および宝くじの購入など、事業以外の収入と定義されている。
4. その他収入は、贈与、懸賞の賞品、相続による収入と定義されている。

個人所得税の詳細については、第 6 章から第 7 章を参照のこと。

## 5. 第 4 部：第 84 条から第 86 条：最終規定

所得税法の導入に関するガイドラインは、2021 年 2 月 10 日の署名日から施行される。

## 第14章 法人所得税 (CIT)

### 1. 法人所得税 (CIT) の概要

法人所得税 (CIT) は、ラオス国内で事業を設立し運営する居住者、ラオス国内で事業を設立していないが貿易やサービスによる所得を稼得している居住者および非居住者から徴収する税金と定義されている。

事業者に対して下の CIT 税率が適用される。

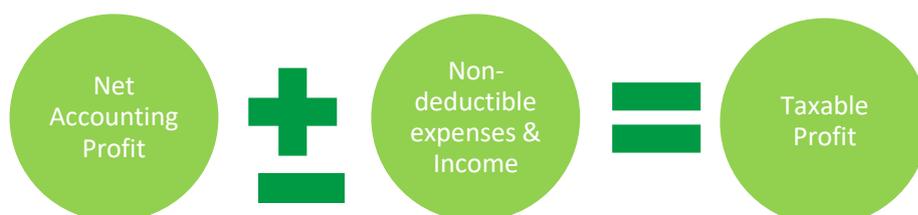
1. 通常率：一般事業を営む法人に対しては 20% が適用される。
2. 一定の業種に対しては通常税率より高い税率が適用される。
  - タバコ - 22%
  - 鉱業権 - 35%
3. 一定の業種に対しては通常税率より低い税率が適用される。
  - 人材育成にかかわる産業（例：トレーニングセンターおよび学校など）および近代的な病院、医薬品、医療品の建設にかかわる産業：5%
  - 高技術を活かした産業：7%
  - 上場会社：13%（しかしながら 4 年後には 20% が適用される）

タバコ製品の製造、輸入、販売、鉱業権活動については、上場企業であっても上記のより高い税率が適用される。

## 2. CIT の計算

### - CIT 計算方法

税務局は、提出された会計報告書に記載された情報をもとに、課税対象となる計上利益を決定する。実務的には、税務局は下記のとおり、会計上の計上利益 (+) 損金不算入項目 (-) 益金不算入項目に基づき最終的な CIT の算定を行う。



### - CIT は以下の 2 種類の計算方法がある。

ラオスの財務報告・会計基準を導入している事業者については、上記の CIT 税率に基づき計算される。

例：ABC Trading Company Limited の課税所得が 5 億キープ である場合、下記のとおり CIT が計算される。

$$\text{CIT: } 500,000,000 \times 20\% = \text{LAK } 100,000,000$$

ラオスの財務報告・会計基準を導入していない事業者に対しては、以下のみなし利益率を適用して、CIT の算定を行う。

- 農業および手工業の生産－7%
- 工業および加工業の生産量－10%、および
- 貿易およびサービス業－15%

例：国際輸送を行う輸出入商社が、N 年の決算に基づき、年間売上高 35 億キープを計上した。しかし、経費については、正確かつ網羅された証拠を有さない。そのため、この会社は下記のとおり CIT を計算しなければならない。

$$\begin{aligned} & \text{CIT 計算の基礎となる、みなし利益: } 350,000,000 \times 15\% = \text{LAK } 525,000,000 \\ & \text{強制的な利益税: } 525,000,000 \times 20\% = \text{LAK } 105,000,000 \\ & \text{CIT: } 525,000,000 \times 20\% = \text{LAK } 105,000,000 \end{aligned}$$

### 3. 損金算入および益金算入項目

#### - 損金算入項目

所得税法第 14 条第 1 項に基づき、課税所得は、年間収入から損金算入項目を控除した金額と定義されている。しかしながら、所得税法には損金算入項目のリストが含まれない。この損金算入項目については、2021 年初旬、ラオスにおける法人所得税に関するホットトピックの一つであった。

その後、税務局は所得税法の導入に関するガイダンス第 11 条に基づき、損金算入項目を下記のとおり規定した。

- 税関から発行された輸入証明書、および輸入関税、税金、その他の公的費用の支払い証明書を伴う輸入品。
- 国内の個人・法人・団体から購入された法的に有効なインボイスやリース契約などの公的証明書を有す商品・サービス。
- ラオスにて設立されていない非居住者から購入した取引契約と関連する税金の領収書の証拠がある商品またはサービスおよび、
- 契約書および関連する納税領収書の証拠を持っている国内の所得者から購入した商品またはサービス。

#### - 益金算入項目

所得税法施行令第 10 条によると、課税所得は下記のとおり定義されている。

- 主な収入は、産業商業部門または投資促進部門が企業登録証明書または投資証明書により定義された事業活動に基づく運営による収入と定義される。
- 副収入とは、企業が所有する車両、建物、設備などの賃貸、コンサルタントやほかの人の労働支援等、その他の事業活動から稼得される収入と定義される。

#### 主な事業の種類

- 10%の付加価値税が課される商品の販売
- VAT 0%が適用される他国および経済特区への輸出品
- 国内および他国（ラオス国内 SEZ を含む）に対する VAT が免除されている物品の販売供給
- VAT の対象とならない物品の販売

### 4. 損金不算入および益金不算入項目

#### - 益金不算入項目

所得税法第 17 条に基づき、CIT の計算上、益金不算入項目は五つある。

新税法によると、配当金は益金不算入項目に含まれていないため、CIT を計算する際の配当の取り扱いについて混乱が生じた。

ほかの法人への投資または株式保有から配当金を受ける法人に対して配当を支払う法人は、年次財務諸表に基づいて法人税を算定し、配当の支払いに適用される所得税を源泉徴収し、申告納税している場合、これらの配当金は、法人の非課税所得であり、所得税の導入に関するガイダンス第 42 条に基づき、このような配当金は益金不算入項目と定義されている。

例えば、A 社が B 社の株式を保有しており、B 社から配当を受け取った場合、B 社は A 社の配当から既に所得税を源泉徴収し、申告・納付しているため、これらの配当額は A 社の非課税所得と判断され、その配当額は A 社の CIT の対象とならない。

#### - 損金不算入項目

所得税法第 18 条に基づき、CIT の計算上、損金不算入と規定されている項目は 17 項目ある。

17 項目のうち、ゴルフや接待および贈答など、事業と直接関連性のないその他の費用の扱いは、多くの事業者が経費に算入している項目である。しかしながら所得税法第 18 条第 7 項により、事業と直接関係のないその他の経費は損金不算入項目に含めなければならないことが規定されているため、事業と直接関係のないその他の経費は損金不算入項目としてと取り扱われる。

所得税の導入に関するガイダンスに基づきより明確化された所得税法第 18 条第 9 号によると、法令要件を満たさない VAT インボイス（例えば記載内容が間違っている、消しゴムなどで消されている、金額が間違っている場合など）を使用した場合は、その経費は損金不算入項目として取り扱われると規定されている。

## 5. CIT 申告と支払い

ラオスで納税者として登録された法人は、下記のとおり、半期ごとに法人税を計算し、申告納税しなければならない。

- 上期 6 カ月分の CIT はその年の 7 月 20 日までに中間申告を行わなければならない。
- 下期 6 カ月間分については翌年 1 月 20 日までに中間申告を行わなければならない。

納税者が半年ごとに支払うべき法人税の申告と計算には、次の三つのオプションがある。

1.財務報告書を作成している場合、上期もしくは下期に発生した「実際の」利益に基づいて支払うオプション。2.年間 納税計画に基づいて支払うオプション、3.前年の 法人税支払額の 50%を支払うオプション。半年ごとに納付する法人税は、CIT の前払金とみなされ、所得税法の導入に関するガイダンス第 21 条第 1 項に従って財務諸表 および財務書類を提出した後、財務諸表に基づく税務調査に基づいてその年の法人税を再計算し、税務調査に基づく CIT 算定額が CIT の前払金額を超えている場合、その不足分の法人税を税務当局 に申告納付しなければならない。税務調査に基づく CIT 算定額が CIT の前払金額より低い場合、その過払分は翌年度に繰り越され、税額控除として使用される。

備考：CIT の納税不足額が CIT 算定額の 10%を超える場合、税務当局から 50%の追加ペナルティが課される。

財務報告基準に準拠していないが、上記の半期報告書に基づいて法人税を事前に計算し、納税申告している会社は、財務諸表提出後、不正確な会計処理、不完全な会計処理があった場合、税務局から源泉税の計算・納付を要請される。そのため、算定された源泉税額が CIT の中間納税を超えた場合、税務局より追加納付を求められる。また、CIT の中間納税額が税務局が算定した源泉税額を超えている場合でも、会計基準を遵守していないとの理由で、その差額を翌年度以降に繰り越して、翌年度以降の CIT もしくは源泉税に対して控除することは認められていない。

## 第15章 マイクロ企業の所得税

### 1. マイクロ企業の所得税の概要

マイクロ企業の所得税は、年間売上高が 5,000 万 1~4 億キープの中小企業から徴収される税金と定義される。

年間売上高が 5,000 万キープ以下のマイクロ企業は、所得税が免除される。年間売上高が 5,000 万 1~4 億キープまでの企業は、下記の事業活動の種類に応じて、所得税が課される。

- a. 農業、工業、その他の生産物一年間売上高の 1%
- b. 貿易業一年間売上高の 2%、および
- c. サービス業一年間売上高の 3%

マイクロ企業は、下記の手順で所得税計算のための課税所得の算定を行う。

1. 購入時の領収書、売却時の領収書、電気・水道使用時の領収書、電話使用時の領収書、車両使用時の領収書、家族の日常経費など、前年の購入・売却・納税にかかわる情報をもとに算出すること。
2. 季節や経済状況に応じて、事業運営を監視すること。
3. 企業の変化を前期と比較して観察すること。
4. 地域社会、市場、学校、病院、工場、オフィス、その他、事業者にとって便利な場所の近くにある企業の立地を観察すること。

税務署員が調査により所得を評価し、事業に関する情報を収集した後、納税者に対して「マイクロ企業年間所得証明書」を提示し、署名を要請することが一般的な手続きとなる。

もし、税務局が、あるマイクロ企業の年間売上高が 4 億キープ以上であると認定した場合、そのマイクロ企業は、2017 年 1 月 16 日付の中小企業のカテゴリに関する首相令第 25/GOV 号および 2018 年 6 月 20 日付の付加価値税に関する法律第 48/NA 号の第 34 条に規定されているとおり、VAT システムに登録されなければならない。

Type of Enterprise	Annual averaged labors	Total asset (KIP)	Annual Income (KIP)
Commodity Production	1-5 Persons	Less than 100.000.000	Less than 400.000.000
Trade	1-5 Persons	Less than 150.000.000	Less than 400.000.000
Services	1-5 Persons	Less than 200.000.000	Less than 400.000.000

税務局の評価前に任意で VAT システムを登録したマイクロ企業については、マイクロ企業に対する所得税法の導入に関するガイダンス 3672/TD. 号に規定された規定に基づき、3 年間の間は、控除率 0.1% を適用して、19.9%の利益税率を適用する。

## 2. マイクロ企業の会計記録の保有とインボイスの発行

### - マイクロ企業の会計記録の保有

マイクロ企業は、マイクロ企業の会計マニュアルに関する決議第 0612/MOF 号（2019 年 2 月 25 日付）に基づき、財務情報を正しく提供するために、事業単位の会計情報を収集し記録しなければならない。

### - マイクロ企業のインボイス発行義務

マイクロ企業の所得税を納める事業者は、商品またはサービスを提供した時点で、買い手または顧客に対して有効なインボイスを発行しなければならない。インボイスの形式と内容については、各期に発行されるインボイスに関する法令に従わなければならない。

また、税務局は、2021 年 10 月 12 日付の「納税義務の履行に関するガイドライン（マイクロ企業向け）」第 3672/TD 号第 5 項に基づいて定義された POS（Point of sale or Point of purchase）、ipos、プログラム ipos などの記録装置で発行されたインボイスを使用することを認めている。

マイクロ企業は、2018 年 6 月 20 日付 VAT 法第 48/NA 号第 10 条に定義される VAT 制度の対象ではないため、顧客に商品またはサービスを提供する際に VAT インボイスを使用することができない。

## 3. マイクロ企業の所得税の計算

### - マイクロ企業の所得税計算方法

所得税の計算では、事業者は前年の実際の年間売上高とその年の売上高の見積計画を申告し、基本的な算定を行う。そこで、マイクロ企業は、下記の詳細を示す仕訳帳から構成される簡易的な会計システムを導入しなければならない。

- **収益**：各取引の詳細別に日次で記録しなければならない。
- **経費**：商品またはサービスの購入、レンタル、メンテナンス、光熱費、電話代、従業員の給与等の主な経費は、財務省が発行した「マイクロ企業会計実施ハンドブック」に従わなければならない。

マイクロ企業の所得税は、課税対象額に上記または所得税法第 29 条に規定する税率を乗じたものと定義される。



多くの事業活動を行っているが、それぞれの事業活動別に課税対象額を分けることができないマイクロ企業の場合、主な事業活動の種類に応じた税率を適用する必要がある。

#### 4. マイクロ企業の所得税の申告納税について

マイクロ企業は、マイクロ企業と税務局との間で決定された納税スケジュールに基づいて、その所得税を申告納税しなければならない。この申告納税は、下記の 3 種類に分けられる。

1. 毎月の申告：翌月の 10 日を超えないこと。
2. 四半期申告（3 カ月）：翌四半期の最初の月の 10 日を超えないこと。
3. 年次申告：署名日から 15 営業日を超えないこと。

マイクロ企業が税務局と納税スケジュールを決定する場合、その納税スケジュールに上記三つの期間を定めなければならない。1 年ごとの一括納税申告を行う場合、マイクロ企業は署名日から 15 営業日以内に申告納税を行わなければならない。

#### 5. マイクロ企業の所得税の申告と納付

所得税第 31 条に基づき、納税者が税務局との間で決定した納税スケジュールに基づいて納税することを条件としており、企業が会計基準または財務報告基準に準拠する必要がある場合、財務諸表に基づいて利益税を納付することが目的とされている。マイクロ企業は、納税スケジュールが終了する 30 営業日前までに、税務局に VAT システム登録の申請をすることができる。

2021 年 10 月 12 日付の「納税義務の履行に関するガイドライン（マイクロ企業向け）」第 3672/TD 号第 11 項に基づき、マイクロ企業が VAT の登録・適用を申請する場合、3 年間で

0.1% の法人税減税（通常の法人税 率が 20%の場合、法人税減税率は 19.9%）措置を受けることができる」と規定されている。

## 6. その他

2021 年 4～6 月の Covid-19 期間に適用される免税・優遇措置に関する財務省の通達によると、所得税法第 29 条第 2 項により、3 カ月間（2021 年 4 月、5 月、6 月）マイクロ企業の法人税の支払いが免除されると規定されている。

租税管理法に基づき、前納したマイクロ企業に対し、2021 年 4 月、5 月、6 月に納付した税金を翌月に税額控除できると規定されている

## 第16章 居住者に対する個人所得税

### 1. ラオス居住者に対する個人所得税の概要

企業はラオスで働くすべての従業員の所得を計算し申告しなければならない。個人所得税の計算を行う前に、従業員が負担する社会保障料 5.5%控除し、その後、個人所得税の計算を正確に行うことができる。

所得税法 第 34 条に基づき、ラオス居住者の課税所得の対象となる所得は、基本給、賃金、時間外労働、役職手当、職務手当、賞与、役員会手当、その他の現物給付等、ラオス源泉所得と定義されている。

また、所得税の導入に関するガイダンス第 13 条に基づき、企業や個人が宿泊場所、車、食事、電話の使用、電気・水道・ガスの使用等、支払いを伴わない物品、財産、その他の利益を提供する場合、企業は、そのラオス居住者の個人所得税を計算する時に、上記のような給与やその他の給付を課税所得の中に含める必要がある。

### 2. ラオス居住者の個人所得税の計算方法

#### - PIT の算定方法

所得税の導入に関するガイダンス第 13 条に基づき、基本給、賃金、時間外労働手当、役職手当、職務手当、賞与、役員会手当、その他従業員が受けた現物給付が個人所得税の課税対象となる。

毎月の個人所得税を計算する時に、130 万キープおよび所得税法第 35 条に規定されているその他の個人所得控除項目を差し引き、さらに社会保険料拠出額（給与の 5.5%）を控除しなければならない。

勤務期間が1カ月未満で、日給もしくは時間給を受け取る従業員は、平均月収が130万キープを超える場合、企業はその従業員の実際に働いた日数に基づき個人所得税を計算しなければならない。

#### - PIT 税率

現行の所得税法第39条に基づき、ラオスで収入を稼得するラオス居住者は、個人所得税（以下「PIT」）または給与「TOS」およびその他の報酬に対し、下表のとおり0～25%の累進税率に基づき個人所得税を申告・納税しなければならない。

Level	Salary income tax base (Monthly) (LAK)	Base calculation (LAK)	Rates	Tax in each level (LAK)	Total tax (LAK)
1.	From 1,300,000 and lower	1,300,000	0%	0	0
2.	From 1,300,001 -5,000,000	3,700,000	5%	185,000	185,000
3.	From 5,000,001- 15,000,000	10,000,000	10%	1,000,000	1,185,000
4.	From 15,000,001 – 25,000,000	10,000,000	15%	1,500,000	2,685,000
5.	From 25,000,001 – 65,000,000	40,000,000	20%	8,000,000	10,685,000
6.	From 65,000,001 and upper	.....	25%	..... ...	.....

#### - ラオス社会保険機構

社会保険（以下「SS」）法2018年第90条によると、雇用者および従業員（労働者）は、会社が登記しているラオス社会保障機構（以下「LSSO」）事務所に社会保険の登録を行う必要がある。

2016年6月28日付SS通達No0824/NSSFOによると、SS月額保険料の対象は、450万キープを超えない給与およびその他の手当を含む従業員の月額報酬の合計と定義されている。

ラオス社会保障機構（以下「LSSO」）の規定は下記のとおりである。

- 雇用主は、給与およびその他の手当を含む従業員の月額報酬総額の6%に相当する金額をLSSOに毎月拠出するものとする。
- 従業員は、給与およびその他の給付を含む従業員の給与合計額の5.5%に相当する金額をLSSOに毎月拠出するものとする。
- 雇用主が支払うSS拠出額（給与の6%）は、個人所得税の計算前に控除することはできない。

#### - 税務申告

PITの申告は、毎月、翌月の20日までに会社が登記している税務局に提出する必要がある。

SSの記入は、毎月、翌月の20日までに会社が登記しているLSSOに提出しなければならない。

留意点：新税法に基づき、ラオス居住者各個人も PIT 申告納税のための納税者登録番号を取得し、翌年の 3 月までに確定申告を行わなければいけない旨が規定されている。しかしながら、まだ税務局が納税者登録番号制度および確定申告制度を導入する準備ができていないため、現段階では導入されていない。2022 年度中にこの制度が確定され、2023 年度 3 月末までには PIT の確定申告が導入されることが予測される。そのため現状では、従来どおり各会社がその従業員の給与税を毎月納税申告している。

- 個人所得税の計算例は下記のとおり：

例 1：企業の従業員が月給 200 万キープ以上もらっている場合。

Bさんは給与 1,000 万キープ/月、残業代 150 万キープ/月を受け取り、SS に申告している。450 万キープ/月、（従業員の社会保険料率 5.5%）、（雇用主の社会保険料率 6%）。Bさんの社会保険料総額：2,500,000×11.5%=51 万 7,500 キープ

給与から所得税を計算する手順は下記のとおりとなる。

- 総収入 10,000,000 + 1,500,000 = LAK11,500,000
- 従業員による社会保険料拠出金(4,500,000 x 5.5%) = LAK247,500
- 課税所得の計算 = LAK11,252,500
- LAK1 - LAK 1,300,000 x 0% = LAK0
- 5,000,000 - 1,300,000 = 3,700,000 x 5% = LAK185,000
- 11,252,500 - 5,000,000 = 6,252,500 x 10% = LAK625,250
- Bさんの給与に対する所得税額 = LAK810,250

備考：雇用主が負担する社会保険料 6%= 27 万キープは、個人所得税の計算前に控除することはできない。

例 2：従業員が 1 カ月未満働く場合

Vixayさんは、18日間勤務し、雇用主は合計 600 万キープを給与として支払った。従業員が短期間で勤務し、1 カ月間勤務していない場合、給与または賃金に対する所得税を計算する原則は、所得税法第 39 条第 1 項に規定される税額計算表に基づいて、月次ベースで計算しなければならない。従って、Vixay 氏の所得税の徴収は、18日間勤務し、実際に受け取った金額をもとに計算されることになる。

給与から所得税を計算する手順は以下のとおりとなる。

- 月次の収入の計算(6,000,000 X 30)/18 = LAK10,000,000
- 1 - LAK 1,300,000 x 0% = 0%
- 5,000,000 - LAK 1,300,000 = 3,700,000 x 5% = LAK185,000

$10,000,000 - \text{LAK } 5,000,000 = 5,000,000 \times 10\%$	=LAK500,000
月次分の個人所得税額	= LAK685,000
その後、勤務日数 18 日分に該当する(685,000 X 18)/30	= LAK411,000 を計算する。
Vixay さんの給与に対する所得税額	= LAK411,000

### 3. 家族控除

所得税法第 52 条によると、年間税額から控除できる家族控除は、父、母、妻または夫、18 歳未満の子供および障害者等の家族構成員にのみ適用される。これらの家族は、収入を得ることができないことを証明する必要があり、高齢者、障害者、慢性疾患者である場合にはその旨を証明しなければならない。控除額の上限は、1 人あたり年間 500 万キープ、または年間 1,500 万キープを超えてはならないと規定されている。家族控除は、毎年の給与から PIT を計算する際に控除される。

備考：ラオスの非居住者である納税者は、働くことができず、収入がない家族に対する家族控除適用することができない。

家族控除を受けることができる人の条件は下記のとおりである。

- a) 家族名簿に氏名と姓が記載されている縦列家族で、家族控除を適用する年に、家族が居住している村の村長の証明書があり、その人に所得がないことが確認できること。
- b) 障害者は、関連する障害者団体の証明書と、障害者に所得がないことを示す証明書を提出すること。
- c) 慢性疾患者、半身不随者および精神障害者等は、病院と村長からの証明書を提出すること。

厚生年金受給者、補助金を受給している障害者、その他所得税法第 34 条に規定される所得を家族が稼得している場合には、上記の家族控除の適用は認められない。

留意点：家族控除に関する上記の規定は基本的にラオス人が対象であることが前提とされている。外国人ラオス居住者が実務的にどのようにしてこの家族控除を受けることができるかについてはまだ不明確である。

#### 例：家族手当の年額計算

月次の PIT 計算には、家族手当はまだ控除されない。

Aさんの計算

Aさんの月収	= LAK10,000,000
Aさんが負担する社会保障料拠出金の控除 $4,500,000 \times 5.5\%$	= LAK247,500
課税所得の計算 $10,000,000 - 247,500$	= LAK9,752,500
$1 - 1,300,000 \times 0\%$	= LAK0
$5,000,000 - 1,300,000 = 3,700,000 \times 5\%$	= LAK185,000
$9,752,500 - 5,000,000 = 4,752,500 \times 10\%$	= LAK475,250
Aさんの毎月のPIT	= LAK660,250
Aさんの一年のPIT $660,250 \times 12$	= LAK7,923,000

年間所得税の計算では、家族控除が適用される。

Aさんの計算

Aさんの年収	=LAK120,000,000
Aさんの社会保険料拠出金控除 $4,500,000 \times 5.5\% = 247,500 \times 12$	= LAK2,970,000
家族手当の控除 $5,000,000 \times 2$	= LAK10,000,000
課税所得 $120,000,000 - (2,970,000 + 10,000,000)$	= LAK107,030,000
$1 \sim 15,600,000 \times 0\%$	= LAK0
$60,000,000 - 15,600,000 = 44,400,000 \times 5\%$	= LAK2,200,000
$107,030,000 - 60,000,000 = 47,030,000 \times 10\%$	= LAK4,703,000
Aさんの所得税	= LAK6,903,000
Aさんに還付されるべき所得税 : $6,903,000 - 7,923,000$	= LAK1,020,000

#### 4. その他

##### - その他留意点

所得税法の導入に関するガイダンス第39条に基づき、下記の手当はPITの対象となる。

## 住宅手当

企業が有す宿泊施設もしくは社宅、または企業が従業員に賃貸料なしで貸与している宿泊施設もしくは社宅は、その従業員の個人の便益のため、ラオス課税所得とみなされる。従って、毎月の宿泊施設・社宅による便益の価額は、下記のとおり計算される。

- a) 企業が宿泊施設もしくは社宅を企業の資産として有す場合、市場価格（適正価格）に基づく賃貸料とする。
- b) 企業が直接賃貸している場合、住宅手当は企業が実際に大家に支払った賃貸料となる。

上記の計算に基づき、住宅手当は課税所得に含まれるため、PITの対象となる。

## 製品・サービスの割引などから生じる個人の便益

企業または雇用主が従業員に対して市場価格より低い価格で提供する製品またはサービスについて、市場の価格から割引された製品またはサービスはその従業員の個人に対する便益とみなされる。製品またはサービスの割引による便益の価額は下記のとおり算定される。

- a) 企業または雇用主が、ほかの一般顧客に提供する同じ製品またはサービスの一般価格より低い価格にて従業員に対して提供する場合、引き下げられた価格が従業員の便益と算定される。
- b) 企業もしくは雇用主が、従業員のために、ほかの場所から製品を購入、もしくはほかの人からサービスをその従業員に提供するためのサービス料をその従業員の代わりに支払う場合その対価の額が従業員や労働者が受ける便益となる。
- c) 企業もしくは雇用主が従業員に対して航空券や乗車券等を提供した場合、それは個人の便益とみなされるため、その従業員の課税所得に含まなければならない。

### - Covid-19の影響に対応するための税務恩典

Covid-19の影響に対応するための税務恩典について、ラオス財務省は2021年5月28日付通達 No.2312/MoF を発行した。

## 個人所得税（全業種が対象）

- 全従業員の500万キープを超えない給与に対する所得税がL免除される。
- 500万キープを超える金額については、10~25%の累進税率で課税される。
- この免除は、2021年4月、2021年5月および2021年6月の期間にのみ適用される。
- 個人所得税の申告・納税スケジュールは下記のとおり延期された。
  - 2021年4月に発生した給与に係る所得税は、2021年5月31日までに申告納税しなければならない。
  - 2021年5月に発生した給与に係る所得税は、2021年6月30日までに申告納税しなければならない。

- 2021年6月に発生した給与に係る所得税は、2021年7月31日までに申告納税しなければならない。

2021年4～6月までの社会保険料の申告納付は、延納して7月にまとめて納付することができる。実務的には、給与所得税の計算時に保険料の源泉徴収が行われる。

政府とのコンセッション契約、または特定の契約や通知により、一括払い、または定額で給与所得税を申告する場合は、コンセッション契約または特定の契約や通知に基づいて申告する必要がある（これは上記の免税措置が適用されないことを意味する）。

## 第17章 非居住者に適用される個人所得税

### 1. 非居住者に対する個人所得税の概要

非居住者の所得とは、ラオス国内で事業を営んでいるが、ラオス国内に居住地を有していない者、もしくはラオス国内に企業を設立していない者が、ラオス国内の顧客に対して物品もしくはサービスを提供することにより稼得している所得と定義されている。このような非居住者は者がラオス国内にて所得税を申告納税しなければならないと規定されている。

非居住者の所得は、ラオスの所得税法第49条第1項により、0～25%の累進税率が適用され、給与税もしくはPITの対象となる。

#### - 課税所得

第34条第1項により、課税所得には給与、賃金、時間外労働、現金または現物以外の物品による所得が含まれる。

#### - PITの算定

非居住者の所得税の算定方法および適用される税率は、所得税法第46条と第49条に準拠している。非居住者の所得税の算定方法および適用される税率は、ラオス国内の居住者に適用される算定方法と税率と同じであることが規定されている。

#### 例：ラオス国内にて外国人短期労働者が就労する場合

タイ出身の職人Aが、合法的にラオスの建設会社CCLの請負人としてラオスに短期就労を目的として入国しました。Aは日給30万キープを稼得し、ラオス国内にて18日間働いたと前提する。Aの給与に基づく所得税の計算は、下記のとおりとなる。

賃金総額  $300,000 \times 18 = \text{LAK } 5,400,000$

1 カ月分の給与  $5,400,000/18 \times 30 = \text{LAK } 9,000,000$

A が申告しなければならない所得税の算定：

Level	Base of income in each month	Basic calculation	Rate	Income tax in each level	Total income tax
1	1,300,000-below	1,300,000	0%	0	0
2	1,300,000-5,000,000	3,700,000	5%	185,000	185,000
3	9,000,000-15,000,000	6,000,000	10%	600,000	600,000
	Total tax in all months				785,000

A の勤労日数 18 日分の所得税： $785,000/30 \times 18 = \text{LAK } 471,000$

A の税引後所得： $5,400,000 - 471,000 = \text{LAK } 4,929,000$

備考：A に賃金を支払う前に、CCL は 47 万 1,000 キープの基づき所得税を算定し、支払日から 15 営業日以内に CCL が登録している税務局または CCL が申告書を提出した別の税務局に対して、A の代わりに申告納税を行う必要がある。

#### - PIT の申告と納付

所得税法第 50 条に基づき、非居住者との間にて拘束力を有する労働契約を締結したラオス居住者である個人、法人、もしくは組織は、その非居住者の所得税の計算、源泉徴収、および納税者の居住地または管轄の税務局への申告の責任を負い、給与支払日から 15 営業日以内に法律に従って税務局に適切かつ完全にその非居住者の所得税を非居住者の代わりに納付しなければならないと規定されている。

しかしながら、ラオス居住者である個人、法人もしくは組織が、非居住者のラオス国内就労期間中の給与を負担しない場合（i.e. 日本本社が日本人短期出張者のラオス滞在期間中の給与を負担する、さらにラオス子会社にその給与を請求しない場合）、その非居住者はラオス国内で所得税を支払う義務を有さない。

## 第18章 源泉税

### 1. 源泉徴収法人所得税 (WH CIT)

#### - WH CIT の概要

ラオスは未だに発展途上国であり、その経済は、投資を奨励し促進するための国家経済開発計画に基づいている。ラオスにはさまざまな種類の投資やビジネスが存在し、それらは登録型ビジネスと非登録型ビジネスの形態があり、その結果、特にラオス非居住者によるビジネスからの税徴収が困難になっている。この課題に対応するため、ラオス政府は、ラオス国内でビジネスを行い、収入を稼得する非居住者業者に対する源泉徴収税（以下「WHT」）の仕組みを導入した。

2019年6月18日付所得税法第67/NA号、第12条第2項に基づき、ラオスに企業を設立しないがラオスで事業を行い所得を稼得する非居住者は、ラオスで課税されるべきであると規定されており、ラオス国内では法人所得税の課税対象となる。

ラオス政府は、海外から商品やサービスを購入するラオス国内企業もしくは個人は、その非居住者から法人税を源泉徴収し、その登録先の税務局に申告納税する義務があると規定している。

さらに、ラオス政府が規定した財務報告基準に従って作成した財務諸表が不正確、不完全であり、財務諸表の裏付資料が存在しない、または財務記録を有さない個人、法人および組織等もWH CITの課税対象となる。実務上、税務局はさまざまな方法（観察、ベンチマーキングなど）を用いて、みなし課税所得を決定する権限を有す。適用されるべきWH CITの税率は、個人、法人、または組織の事業内容によって異なる。

ラオス国法に基づき設立された事業者について、規定に基づいた財務報告基準に従って作成されたその財務諸表が不正確、不完全であり、その財務諸表の数字を裏付ける資料が存在しない、または財務記録を保持していない場合、WH CITが1年間のみ強制適用される。その後、そのような事業者は、規定に基づいた財務報告基準に従って財務諸表を作成しなければならない。それでも適切な財務報告基準に基づき財務諸表を作成しない場合は、所得税法、租税管理法、付加価値税法、会計法およびその他の関連法令の第72条および第73条に基づき、教育、懲戒処分、罰金等の処分が科せられる。

#### - WH CIT レート

海外または非居住者のサプライヤーから商品・サービスを購入する現地法人は、サプライヤーの主な事業活動に基づき、WH CIT（1.4～3%）WH CITを源泉徴収する必要がある。

ラオス国内の非登録企業で、SEZに所在する企業が、適切な財務報告基準に従って財務諸表を作成していない、または財務諸表を作成しているが不正確な場合は、その事業活動に基づきWH CIT（1.4～3%）が適用される。

現行の所得税法第14条第2項および第15条に基づき、源泉税（WHT）の税率は、事業の種類に応じて下表のとおり設定されている。

Type of Business	Deemed profit margin (% of business revenue)	CIT rate	Deemed Profit rate
Agriculture and Handicraft	7%	20%	1.4%
Industrial and Manufacturing	10%	20%	2%
Trading and Services	15%	20%	3%

#### - WH CIT ベース

所得税法第 13 条に基づき、みなし WHT の計算方法は、その支払額に上記の事業活動の種類に応じたみなし利益率を乗じ、さらに利益税率 20% を乗じて計算するべきと規定されている。

例 1：貿易業を営む KYC 社 2021 年度財務諸表に基づき総収入 1 億キープを申告したが、その経費に関する裏付け書類が存在しない、またはその他の数字の証拠が存在しない。

このような場合 KYC 社の WHT CIT の計算は、下記のとおりとなる。

みなし課税所得の算出：  $100,000,000 \times 15\%$  = LAK 15,000,000

みなし WHT CIT:  $15,000,000 \times 20\%$  = LAK 3,000,000

備考：KYC は貿易業務を行っているため、強制的に 15% のみなし利益率が適用される。

#### - その他

所得税法施行令第 83 条に基づき、下記非居住者の貸付金の利子に対する課税の取り扱いについては、下記の二つのケースがある。

ラオスに居住または非居住の個人、法人もしくは団体で、ラオス国内で登記された企業が、海外の銀行から融資を受ける場合、融資の利息収入に対して 3% の源泉税が課される。さらにその利息の支払前にそのラオス国内の個人、法人もしくは団体が源泉徴収を行い、利息支払後 15 営業日以内に登録先の税務当局に申告納税しなければならない。

例：A 社は外国企業のラオス子会社であり、ラオス国外の銀行から 100 万米ドルを借り入れた。  
(年間利息：6%、期間：5 年、為替レート：1 USD = LAK 10,000)

WHT CIT の計算は、下記のとおりとなる。

Amounted =  $1M \times 10,000$  = LAK 10,000 million

Interest loan =  $10,000M \times 6\%$  = LAK 600 million

WH CIT =  $600M \times 3\%$  = LAK 18 million

海外の債権者が支払うローン利息は、下記のとおりである。

600M-18M = LAK 582 million

ラオス国内に登記された企業が、ラオス国外のノンバンクもしくは親会社等から貸付を受ける場合、その貸付利息に対して 10%の所得税が課される。融資を受けた現地法人は、その利息の支払いから 15 営業日以内に源泉徴収を行い、現地法人が登記されている税務当局に申告納税しなければならない。

例：外国企業のラオス子会社 B 社は国外の親会社から 100 万米ドルを借り入れた。（年間利息：8%、期間：5 年、為替レート：1 USD = LAK10,000）

WHT CIT の計算は、下記のとおりである。

Amounted	= 1M*10,000	= LAK 10,000 million
Interest loan	= 10,000M *8%	= LAK 800 million
WH CIT	= 800M*10%	= LAK 80 million

海外の債権者が支払う利息は、下記のとおりである。

800M-80M = LAK 720 million

#### - WH CIT の申告

所得税法第 20 条第 2 項および所得税法施行令第 22 条第 c 項に基づき、ラオス法人が国外または非居住者である仕入先から商品およびサービスを購入した場合、支払後 15 営業日以内にラオス法人が登録されている税務局に源泉税の納税申告を行わなければならない。

## 2. 源泉徴収付加価値税 (WH VAT)

#### - WH VAT の概要

ラオス国内法に基づき、非居住・非登録企業である 国外仕入先、または、ラオス SEZ 登録企業から、ラオス国内において VAT 対象のサービスを受けた個人、法人、もしくは組織は、VAT 法第 11 条第 3 項、第 4 項に基づき、VAT を納税申告しなければならない。

電子システム (オンラインサービス) を通じてサービスを提供する VAT システム登録済みの個人、法人または組織は、ラオス国内で発生した物品およびサービスについて、購入者またはサービス受領者から VAT を徴収しなければならない。ラオス国内法に基づき、非居住者かつ非登録企業である国外業者が、オンラインシステムを通じて商品およびサービスをラオス国内に提供した場合、国内のサービス受領者は、VAT 法第 11 条第 5 項に基づき、VAT を計算し、納税しなければならない。

物品がラオス国外から郵便制度を通じて輸送または配達された場合、郵便局または国際空港で働く税関当局は、物品およびサービスが VAT 免除の対象でない限り、ラオス国内にて VAT 登録している者もしくは非登録者である国内サービス受取人から VAT を徴収しなければならない。

#### - WH VAT 税率

WHTVAT 税率は、現行の VAT 法に基づく通常の VAT 税率と同じ 10% である。

#### - WH VAT の計算根拠

WH VAT の計算は物品もしくはサービスの取引価格に基づくものである。

#### 例：ラオスの非居住者および非登録企業によるラオス国内の建設サービスの提供：

ラオス非居住者および企業登録されていない外国企業がラオス国内のダムプロジェクトの入札を獲得した。当プロジェクトはラオス国内登録企業により所有されており、このラオス国内企業に対して建設サービスをラオス国内で提供するために、この外国企業がエンジニアを数人ラオスに送り込んだ。この建築サービスの合計額（VAT を含まない）は 300 万米ドルであり、ラオス国内でラオス国内企業からこの外国企業に対して支払われる。このサービスフィーに対して WH VAT が課せられるため、ラオス国内企業はこのサービスフィー支払時に WH VAT を源泉徴収し、納税申告しなければならない。その計算方法は下記のとおりである。

（為替レート：1USD = LAK 9,800）

- 建設サービスの価額（LAK）：LAK: \$3,000,000 x 9,800 = LAK29,400,000,000
- WHT VAT の金額： 29,400,000,000 x 10% = LAK2,900,000,000

#### 例：ラオスの非居住者が個人でラオス国外業者からオンラインショッピングを行う場合

ラオス国内の非事業対（個人）がラオスの非登録・非居住者からオンラインで注文した商品（ノートパソコン）を受け取った。商品受け取りの 1 カ月前に国外業者に対して銀行システムを通じて支払った商品の価値は、300 米ドルもしくは 294 万キープである。（為替レート 1USD = 9.800LAK）。すなわち個人が海外の非居住者から商品を注文した場合、まずは、その海外業者からの通知に従って商品代金を支払い、その海外業者が代金を受け取り、さらに国外からラオスに輸送され、ラオスの税関通関時に発生する関税等を払うことによりその商品を受け取ることができるようになる。この場合には、ラオス国内の非事業対（個人）である買い手が関税と WH VAT を支払う義務を有す。その計算は下記のとおりである。

1. CIF 額： 300 x 9.800 = LAK 2.940.000
2. 関税（前提：関税率 5%）：2.940.000 x 5% = LAK 147.000
3. みなし利益率： 2.940.000 x 15% = LAK 441.000

4. WH VAT の計算根拠:	$(2.940.000 + 147.000 + 441.000)$	= LAK 3.528.000
5. WH VAT:	$3.528.000 \times 10\%$	= LAK 352.800

例：ラオス人 Aさんはタイから家具を購入し、CIF 100,000 THB（為替レート=1THB=300 LAK）、輸入関税率 20%が適用され、ラオスにその家具輸入した。

計算は下記のとおりである。

Amounted	= $100,000 \times 300$	= LAK 30,000,000
Import duty	= $30,000,000 \times 20\%$	= LAK 6,000,000
WHT VAT	= $(30,000,000 + 6,000,000) \times 10\%$	= LAK 1,080,000

AはWHT VAT 108万キープをラオス税務局に申告納税しなければならない。

#### - WH VAT 申告

VAT法の導入に関するガイドライン第20条に基づき、国外または非居住者である仕入先から商品やサービスを購入した場合、ラオス国内の法人は、その代金の支払後15営業日以内に、法人が登記されている税務当局にWHT VATを源泉徴収し、申告納税しなければならない。

## 第19章 概要－ラオスの会計フレームワーク

### 1. 会計関連法規

ラオスの法定会計の枠組みは、下記の主要な規則に基づいている。

- 2013年12月26日付 会計法第47/NA号
- 2016年2月26日付 会計法第531/MoFの施行に関する省令
- 2016年10月26日付 倫理規定 No.3603/MoF
- 2016年2月26日付 Non-PIE企業の財務報告基準の採用に関する閣議決定 No.530/MoF
- 2017年1月16日付 中小企業の分類に関する首相令第25号/政府
- 2019年2月25日付 マイクロ企業向け会計ハンドブック第0612/MoFの採用に関する財務省大臣の決定
- 2020年02月04日付 財務省第0369/MoF号により承認された Non-PIE企業の財務諸表および総勘定元帳のフォーマットに従った勘定科目の合意
- 2020年8月14日付 財務省告示第1637号、2021年1月1日以降の Non-PIE企業に対する企業会計の実施について

## 2. ラオスにおける国際財務報告基準（以下「IFRS」）の導入について

- 2013年12月26日付の会計法改正（第47/NA号）に基づき、PIE企業はIFRSに基づく財務諸表の作成が義務付けられている。
- MoFが発行した2016年2月26日付会計法第531/MoFの実施に関する省令に基づき、PIE企業はIFRSに準拠した財務諸表を作成することが義務付けられている。また、
- 内閣府が発行した2017年3月20日付の内閣府長官通知第697号/MoF/Cabinet Officeに基づき、PIE企業は2017年からIFRSに準拠した財務諸表を作成することが義務付けられている。しかしながら、まだ導入準備が整っていない企業については、2021年までにどのようにIFRSを導入する予定なのかを準示す行動計画を作成することが義務付けられている。
- 2020年4月27日付通知No.1137/MoF、PIE企業の国際財務報告基準（IFRS）の導入について2021年から2025年まで延長することが承認された。

## 3. 会計に関する法律の主要項目

会計法第12条、第14条、第15条に基づき、企業の種類によって適用される会計の枠組みが次のように規定されている。

- IFRSに準じたPIE企業向け財務報告基準
- ラオスの財務報告基準に準じた「非公開企業のための財務報告基準」
  - 1) 大企業向け・ラオス財務報告基準（以下、「LFRS」）
  - 2) 中小企業向け・中小企業向けラオス財務報告基準、および
  - 3) マイクロ企業：現金主義に基づく会計処理

備考：LFRSはIFRS for SMEを参考に、ラオスの環境に合わせて一部変更されたものである。

会計法第3条第13号に基づき、PIE企業とは、上場企業もしくは、銀行、保険会社、証券会社、その他の金融機関など、幅広い活動を行う個人、法人、組織のために受託者として資産を保有・管理する企業など、事業の性質、規模、従業員数から見て公益上の関連性が大きい企業と定義されている。さらに財務省は、その他の企業をPIE企業とみなすことができるとも規定されている。

会計法第3条第14号に基づき、Non-PIE企業とは、個人事業、有限会社、単独株主有限会社およびその他の事業など、公益性のない事業者と定義されている。

会計法第16条に基づき、ラオス子会社の親会社または企業グループがIFRSを適用している場合には、これを適用し、財務省に届け出なければならぬと規定されている。

子会社が IFRS を適用している場合、親会社または企業グループの子会社または分離したままであれば、IFRS を継続して適用しなければならない。子会社は、個別の財務諸表を作成しなければならない。

商工省（以下、「MOIC」）は、2017年1月16日付首相令第25号/政府第4~6条に基づき、企業の種類の決定方法に関するガイダンスを発表した。企業の種類を特定するための基準の表が発表され、この表に基づき、企業の種類を特定するためには、複数の基準のうち二つを満たす必要があると規定されている。また、

2016年2月26日付会計法実施省令第531/MoF号第6条 中小企業振興に関する法令に基づき、主に平均年間労働者数、総資産額、年間収益額の条件の3分の2をカバーする非公益中小企業は、Non-PIE 中小企業向けの LFRS を使用しなければならないと規定されている。中小企業より高い条件の Non-PIE 企業については、大公共企業向け LFRS を使用しなければならない。中小企業より低い条件の企業については、特定の規則に記載された会計業務を採用しなければならない。

## 第20章 詳細ガイダンス - 会計基準の移行

### 1. ラオスにおける一般に公正妥当と認められた会計基準への移行について

2020年に新しい財務報告基準である中小企業向け財務報告基準（FRS for SME）と大企業向け財務報告基準（FRS for LEs）が発行されたため、ラオスの非公益事業体は現在、会計の枠組みの転換期を迎えている。企業は2021年の財務報告年度には新FRSに完全に準拠する必要があり、規制当局は翌年の第1四半期に企業から提出される財務報告書を監視・審査することになっている。

新FRSの経過措置は、各FRSにおいて、企業がこれまで採用してきた一般に公正妥当と認められた会計処理の枠組みを一つの基準として定義している。この移行条項には、適用範囲、移行の手続き、表示と開示が含まれる。

### 2. 移行条項の範囲

#### - FRS for SME

ラオス政府（GOL）の2017年1月16日付中小企業のカテゴリに関する政令 No.25/GOL に規定された基準を満たす事業規模を有する企業は、前期に適用した会計基準にかかわらず、中小企業向けFRSの第35項に規定された経過措置に従うことが求められている。これは、前会計期間に一般会計計画、フルIFRS、IFRS for SMEs、FRS for LEs、超小企業向け会計指針、ラオス所得税基準を適用していた可能性のあるすべての企業が、初めて適用する際に準拠すべき一つの同じ基準として設定されている。

中小企業向けFRSを再適用する企業は、経過措置の適用範囲に含まれない。再適用とは、適用日時点で当該基準を初めて適用していない場合である。

#### - FRS for LEs

大企業向け FRS の経過措置の範囲である第 35 条は、中小企業向け FRS と同様に規定されている。唯一の違いは、大企業向け FRS に従うことが要求されている、または任意で従う企業に適用されることである。大企業の分類基準は、2017 年 1 月 16 日付の No.25/GOL で規定されている。

### 3. 中小企業向け FRS の初度適用

初度適用とは、企業が初めて中小企業向け FRS に準拠した明示的かつ自由な財務諸表を作成する期間を意味し、前期に財務諸表を作成していない場合や、ラオスで認められているほかの会計基準に従って財務諸表を作成している場合がある。

初度適用企業は、図 1A に示すように、中小企業向け FRS に準拠した最初の財務諸表を、比較物語および説明情報とともに一式で作成することが求められている。なお、キャッシュフロー計算書と株主資本等変動計算書の作成は義務付けられていない。中小企業が任意で作成する場合は、財務省が承認した計算書様式を採用しなければならない。財政状態計算書、損益計算書、包括利益計算書の書式は公表されている。移行日は、企業が本基準に準拠した比較情報を表示する最も古い期間の開始日である。



Figure:1A

### 4. 異なる会計基準から FRS for SME への変換で行うべきこと

中小企業向け FRS に移行するためには、以下の表 1A に示すように、主に四つの作業が必要である。

表 1A：移行手順

移行手順	説明
認識・非認識	資産・負債の期首残高の認識・認識の中止 従来の会計処理の枠組みが異なるため、この FRS に準拠して認識・認識の中止を行う項目がある。
組み替え	これは、資産および負債の項目の帳簿価額または期首残高を意味し、中小企業基盤整備機構に基づき、ある項目から別の項目への組替えを行うものである。
調整値の認識	FRS の会計方針と従来の会計処理の枠組みが異なる場合、結果的に調整を行う必要がある。
免責事項の選択	中小企業向け FRS は、企業が最初の財務諸表を表示する際に選択できる会計処理の選択肢を定めている。

認識に関しては、初度適用企業は、すべての資産および負債の項目について、中小企業会計基準で規定されている要求事項との比較検討を行う必要がある。移行日において、すべての資産および負債を、期首の財政状態計算書において中小企業会計基準で測定された金額で認識および認識の中止を行わなければならない。また、従来の会計処理の枠組みや実務において、中小企業向け FRS と異なる種類の資産・負債に表示されていることが判明した場合には、その資産・負債を分類することが求められる。また、すべての項目について、会計方針の変更に伴う調整を特定し、利益剰余金で認識しなければならない。

中小企業向け FRS のもとで認識を中止したはずの資産および負債について、企業は、旧会計基準で認識した項目を認識中止するか、継続して認識するかの選択肢を提供される。従来の枠組みで認識中止となった項目についても、同様に、中小企業向け FRS の適用により認識することを要しないこととされている。会計上の見積りおよび非継続事業については、遡及的に変更しないことが要求されている。

これに伴い、中小企業向け FRS に準拠した最初の財務諸表の作成にあたり、初度適用者は以下を選択することができる。

- 移行日前に発効した企業活動の合併・買収に関する企業結合とのれんに関する中小企業向け FRS の要求事項第 19 項を適用している。
- 移行日前に完了した、または発生した株式報酬型取引について、中小企業向け FRS の要求事項である第 26 項を適用する。
- 移行日における有形固定資産、投資不動産または無形固定資産を、移行日のみなし取得原価として公正価値で測定する。
- 移行日以前の有形固定資産、投資不動産、無形固定資産の再評価において、従来の会計処理の枠組みまたは実務で用いられていた再評価方法を適用する。
- 外貨換算による累積差額をゼロとする。
- 移行日前に締結されたサービス・コンセッション契約には、中小企業向け FRS の要求事項である 34.12 項から 34.16 項を適用する。

- 石油・ガスの探鉱、評価、開発または生産に使用される資産を、従前の会計基準または実務に基づき測定した金額で測定する。ただし、資産の減損については、移行日において、中小企業向け FRS 第 27 項に基づきテストを実施する。
- リース取引を締結した時点ではなく、移行日に存在する事実と状況を用いて判断している。
- 義務が最初に発生した日ではなく、移行日に有形固定資産項目の原価の構成要素を測定する。この原価構成要素には、資産項目の移動／解体の見積もり費用、資産項目が所在する場所の修復費用、当該項目の取得時または特定の期間に棚卸資産の生産以外の目的で当該項目を使用した結果として発生した債務が含まれる。
- 関連会社やジョイント・ベンチャーへの投資をみなし原価で測定するか、それとも FRS の規定に基づく原価で測定するかを選択し、個別財務諸表に投資額を表示する。みなし原価とは、移行日における公正価値または従来 of 会計処理の枠組みで測定された帳簿価額を指す。

## 5. プレゼンテーションと開示

一般に、会計基準の移行において、表示と開示は主要な重要な部分である。多くの場合、移行後に修正再表示することが現実的でなく、あるいは複雑な財務情報があることを考慮すると、最も困難な部分となる。多くの企業では、比較情報の開示において、データの複雑さ、また、説明的な開示が人手に頼っていることを考慮すると、FRS の要求事項を遵守することは困難であると考えられている。

しかし、中小企業会計基準では、初度適用時の開示の特例をさらに定めており、会計方針の変更に伴う修正再表示を移行日に行うことが実務上困難な場合、実務上可能な最も古い期間で修正再表示を行うことができるが、再表示を行わない場合は開示しなければならない。比較情報の開示は、旧会計基準として IFRSs または FRS for LEs の中小企業向け IFRS を使用している企業に対してのみ要求されている。なお、中小企業会計指針を採用している企業については、開示の必要はない。開示の要件は、図 1C のとおりである。

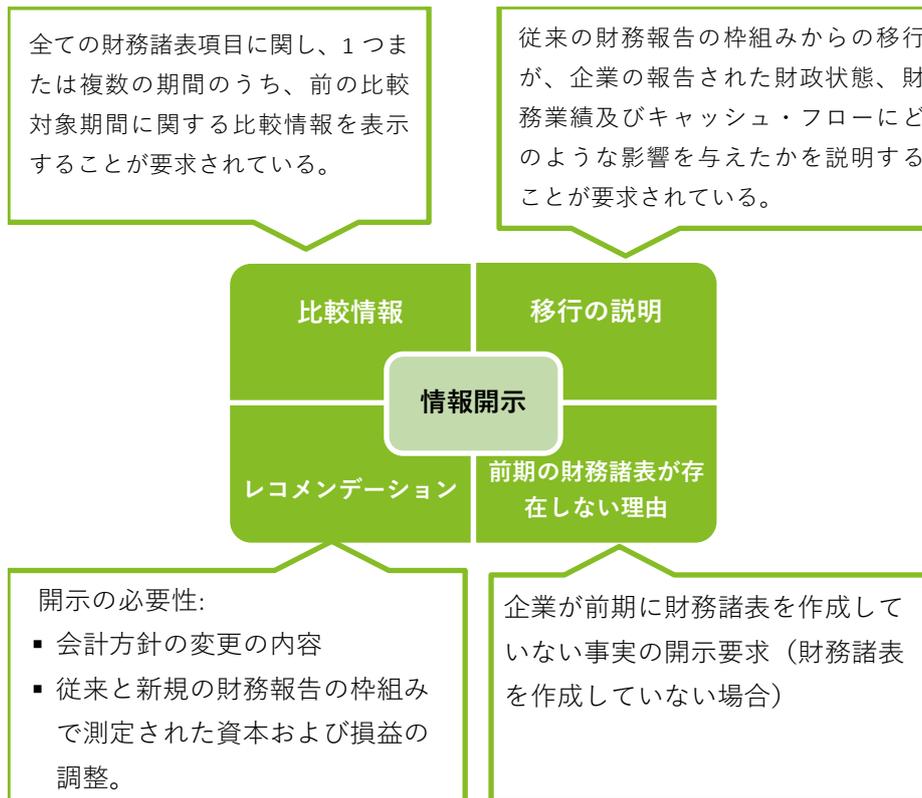


図 :1C

ナラティブ情報とは、財務報告書に含まれる非財務情報を指し、企業の事業、戦略、業績、将来の見通しを幅広く説明する。

## 6. 大企業向け LFRS の初年度適用

大企業向け LFRS の初年度適用者の要求事項は、中小企業向け LFRS の要求事項と同様である。両基準の唯一の違いは、図 1D に示されるように、中小企業に対しては四つの財務諸表のみを表示するのに対し、大企業は五つの財務諸表の表示を要求している点である。

財政状態計算書	連結財務諸表	株主資本等変動計算書	キャッシュ・フロー計算書	財務諸表に関する注記事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 報告日現在で表示している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 単一の包括利益計算書</li> <li>• 独立した損益計算書と独立した包括利益計算書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 報告日現在で提示されているもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 報告日現在で提示されているもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 重要な会計方針の要約とその他の説明で構成されている。</li> </ul>

図: 1D

連結財務諸表においては、その他の包括利益に計上された項目を含み、期中に認識されたすべての収益および費用を表示する単一の包括利益計算書のみを表示するか、または、個別の損益計算書と個別の包括利益計算書の両方を表示するかを選択することが可能である。この場合、包括利益計算書は、まず損益を表示し、次にその他の包括利益に含まれる項目を表示する。

財政状態計算書、損益計算書、包括利益計算書、持ち分変動計算書は、財務省が承認した書式に準拠して表示しなければならない。

## 7. 異なる会計基準から大企業向け LFRS への移行手順

大企業向け LFRS への移行に際しては、初度適用企業は中小企業向け LFRS と同様の手続きを行うことが求められている。しかし、大企業で行われる取引の規模が大きく、複雑であることを考慮し、以下のような追加的な要求事項が定められている。

- LEs は、従来の財務報告の枠組みで認識を中止した金融資産・負債を認識しないことが要求されている。
- LEs は、LEs 用 FRS の下では認識を中止することになっているが、従前の財務報告の枠組みでは認識を中止していない金融資産または負債を、認識を中止するか継続して認識するかを選択することができる。
- 移行日に存在しなくなった関係については、ヘッジ会計を変更しないことが要求されている。一方、移行日に存在するヘッジ関係については、第 12 項「その他の金融商品」の要件を適用することが求められている。
- LEs に関する FRS への移行の結果、会計上の見積りを遡及的に変更することは要求されていない。
- 事業廃止は、LEs の FRS への移行の結果、遡及的に変更する必要はない。
- 非支配持ち分と親会社の所有者との間の損益および包括利益合計の配分は、移行日から将来にわたって適用されることになる。
- LEs は、複合金融商品を発行日において負債部分と資本部分に分割することを要求している。しかし、移行日において負債部分が未決済である場合には、この必要はない。
- 初度適用時においては、税務基準額と帳簿価額との差額に係る繰延税金資産および繰延税金負債の認識に過度の費用や労力を要する資産・負債については、認識する必要がない。
- 関連会社、子会社、合弁会社への投資を原価で測定している場合、個別財務諸表での投資額の表示について、みなし原価で測定するか、LFRS の規定による原価を適用するかを選択することができる。みなし原価とは、移行日における公正価値または従来の会計処理の枠組みで測定された帳簿価額を指す。

## 8. プレゼンテーションと開示

大企業向け LFRS で表示・開示されるべき情報の構成要素は、中小企業向け LFRS と同じであるが、比較情報の開示は、IFRS または中小企業向け LFRS を従前の会計基準として使用している企業のみが要求されている。なお、「マイクロ企業の会計に関する指針」を適用している企業には、比較情報の開示は求められない。

## Appendix : 概要 – ラオス税法改正

### 1. 付加価値税 (VAT)

#### - VAT 免除事業

2021 年 8 月 7 日付改正税法 No. 01/NA (以下、「改定法」) に基づき、以下の取引が VAT 免除事業と規定された。

#### 商品の輸入

海外から輸入した電気エネルギーをラオス国内で供給する場合には、VAT が免除される。

#### 国内電力会社への電力供給

ラオスの電力会社に対する電力供給は VAT 非課税となる。

#### 輸出

海外企業および経済特区内の企業に対する鉱物・電気エネルギーの輸出はすべて VAT 非課税対象となる。

#### - VAT の算定基準

VAT 法第 15 条に基づき、物品およびサービスの供給に関する算定基準が規定されているが、この改定法に基づき、鉱物および電気 エネルギーに関する VAT の算定基準について、下記のとおり追加指針 が公布された。

#### 鉱産物

- 国境検問所での実際の購入価格、または政府が定める価格に輸入時の関税を加えた価格で算定すべきと規定された。

- 国内の鉱産物の供給および取引、経済特区内での事業者に対する供給・取引、輸出、消費、交換、無償提供について、実際の購入価格、国際市場価格、政府が定めた価格で算定すべきと規定された。

## 電力エネルギー

- 電力事業者の場合、毎月記録される電力量計による実際の電力量に、国内または海外の取引契約による価格を乗じたものが VAT 算定基準となると規定された。
- 電力会社や消費者にとっては、政府が定期的に決定する電力消費量に応じた電力価格、または電力取引契約に応じた電力価格が VAT 算定の基礎となると規定された。
- VAT 納付者に積立金がある場合、その所得は VAT 算定基準に含まれると規定された。
- 事業所得が外貨建てで計上されている場合、その時点のラオスの公式為替レートに従い、ラオス通貨（キープ）で計算すべきと規定された。

### VAT 税率の変更

改正税法に基づき、付加価値税率が 10% から 7% に引き下げられた。さらに鉱物資源と電力の供給と消費に関する VAT 税率については下表のとおりである。

VAT 法 (2018 年 6 月 20 日付 48/NA)		改定法 (2021 年 08 月 07 日付 No.01/NA)	
項目	税率	項目	税率
VAT の対象となる物品輸入、物品 国内供給およびサービス	10%	VAT の対象となる物品輸入、物 品国内供給およびサービス	7%
他国への輸出	0%	国内における鉱産物の輸入およ び供給	7%
-	-	一般利用者、事業主、および電 気供給事業者の電気エネルギー 使用量	7%
-	-	他国への輸出	0%

### 2021 年 12 月 31 日時点の仕入 VAT 残高

控除可能な費用として請求、または資産として計上することが可能

改正税法第 24 条に基づき、鉱物資源と電気エネルギーの供給に関する仕入 VAT 残高（仕入 VAT が売上 VAT を超える部分）については控除はできないが、法人税計算上、控除することができる」と規定された。

さらに、2021 年 12 月 31 日時点での仕入 VAT 残高（すなわち、2018 年 6 月 20 日付 VAT 税法 48/NA に基づき、旧 VAT 税率 10% が適用された仕入 VAT 残高）は失効したとみなされ、法人税の計算において控除することが認められた。

## 還付

改正税法第 29 条第 3 項に基づき、税務当局は、2021 年 12 月 31 日時点の仕入 VAT 残高の還付は行わないと規定した。しかしながら、このような仕入 VAT 残高については 2021 年度の法人税計算上損金算入することが認められた。

### - その他

## 罰金

税務当局は、関連商業銀行やラオス登録金融機関に対して、第 60 条 B 項第 1、2、3、6、7、9 号に基づき課された罰則に従わない納税者の預金銀行口座を凍結し、さらに納税者（個人、法人、組織）がそのような通知書を受領後 5 営業日以内に罰金を納めるよう命令書を発行しなければならないと規定した。また、税務当局は、そのような納税者の関連銀行もしくは金融機関に対し、納税者の銀行口座から直接罰金を差し引くよう要請することができる。改定税法により規定されている罰則は以下のとおりである。

1. VAT 申告の遅延に対して、1 カ月あたり 50 万キープの罰金が科せられる。
2. 警告を受けた後、VAT 申告書に納税者番号を記載しなかった場合、1 回につき 10 万キープの罰金が科せられる。
3. 警告を受けた後、VAT 申告書に電話番号、企業所在地等の情報を変更しなかった場合、1 回につき 300 キープの罰金が科せられる。
4. 請求書の未使用、無効、記載内容の完全な誤り等については、請求書の規程に基づく措置が実施される。
5. VAT 未申告の場合、1 カ月あたり 150 万キープの罰金が科せられる。
6. 警告を受けたにもかかわらず、従業員または納税者の職務の遂行に協力しない、または妨害した場合、違反 1 回につき 100 万キープの罰金が科せられる。

## VAT 滞納対策

下記の措置に従わない納税者は、税務当局の判断に基づき、納税者の免許（営業許可、その他関連する免許など）の停止が検討される、もしくは、事案の重大性により法律で罰せられることがある。

- a) 第 61 条第 1 項に基づく追加罰金の支払いに応じない場合。
- b) 第 60 条第 2 項第 4 号および第 8 号に規定する罰金の支払いに応じない場合。

## 2. 法人所得税 (CIT)

### - みなし利益率

改正税法第 14 条に基づき、法人税の計算において下表に基づく、みなし利益率の適用が追加導入された。

所得税に関する法律 (2019年6月18日付 67/NA)		改定法 (2021年08月07日付 No.01/NA)	
項目	みなし利益率	項目	みなし利益率
農業および手工業製品の生産	7%	農業および手工業製品の生産	7%
工業および加工業製品の生産	10%	工業および加工業製品の生産	10%
貿易およびサービス	15%	貿易およびサービス	15%
-	-	電気エネルギーおよび鉱業事業	30%

### - 法人税率の変更

所得税法 (2019年6月18日付 67/NA)		改定法 (2021年8月7日付 No.01/NA)	
項目	税率	項目	税率
タバコ	22%	タバコ	22%
鉱業権	35%	-	-
人材育成、病院建設、製薬および医療用品等にかかわる業種	5%	人材育成、病院建設、製薬および医療用品等にかかわる業種	5%
技術を利用した業務に携わる業界	7%	技術を利用した業務に携わる業界	7%
上場会社	13% (4年目以降は20%)	上場会社	20%)13% (4年目以降は20%)
		マイクロ企業 - VAT システムに自主的に登録したマイクロ企業。	0.1%
		3年間 VAT 登録している小規模企業	3%
		3年間 VAT 登録している中規模企業	5%

- 月次 VAT 申告で申告されていない費用-法人所得税計算上、損金不算入となる費用

改定法第 18 条に基づき、VAT インボイスなど、適切な裏付け資料がある経費の場合でも、毎月の VAT 申告書に適切に計上されていない場合は、法人税の計算上、損金不算入となると規定された。

### 3. 改正税法における条文内容の差し替え

この改定法に基づき、VAT に関する法律の内容は、2018 年 6 月 20 日付 VAT 法第 48/NA 号第 11 条、12 条、15 条、17 条、23 条、24 条、29 条、30 条、31 条、34 条、60 条、61 条に置き換えられている。

所得税法の内容は、2019 年 6 月 18 日付所得税法第 67/NA 号の第 14 条、16 条、18 条、73 条に代用された。